

## 一般社団法人日本森林学会 2019(令和元)年定時総会

日 時：2019年5月28日(火) 10:00～12:00

場 所：東京大学農学部3号館4階 教員会議室

### 議事次第

開会の辞（総務理事）

1. 会長挨拶

2. 議長選出

3. 定足数確認

4. 議事録署名人2名の選任および書記の指名

5. 議事

掲載頁

(1) 第1号議案 2018年度事業報告(案)(総務理事) .....	3
(2) 第2号議案 2018年度決算報告(案)(会計理事)	
貸借対照表 .....	9
正味財産増減計算書 .....	10
財務諸表に対する注記 .....	12
財産目録 .....	13
収支計算書 .....	14
(参考資料) 財務諸表の確認事項及び説明事項 .....	16
(3) 報告事項1 2018年度監事監査(監事) .....	18
(4) 第3号議案 日本森林学会会員規則の改正(案)(総務理事) .....	19
(5) 第4号議案 日本森林学会誌等刊行規則の改正(案)(総務理事) .....	21
(5) 第5号議案 役員(大会担当理事)の選任(総務理事) .....	24
(6) 報告事項2 2019年度事業計画(総務理事) .....	25
JFRにおける将来的な冊子体廃止についての意見伺い .....	27
(7) 報告事項3 2019年度予算(会計理事) .....	29
(8) 報告事項4 内規の制定と改正(総務理事) .....	30
(10) 報告事項5 第131回および第132回学術大会の準備状況(大会担当理事) .....	41
(11) 報告事項6 2018年度林業遺産の認定(会長) .....	43

閉会の辞（総務理事）

## 代議員名簿（2018年定時総会終結時～2020年定時総会終結時）

地 区	氏 名	地 区	氏 名	地 区	氏 名
北海道	柿澤 宏昭	関 東	陣川 雅樹	関 西	井鷲 裕司
北海道	小池 孝良	関 東	高橋 誠	関 西	石井 弘明
北海道	渋谷 正人	関 東	田中 伸彦	関 西	伊藤 勝久
北海道	庄子 康	関 東	土屋 俊幸	関 西	大住 克博
北海道	八坂 通泰	関 東	田中 浩	関 西	神崎 護
東 北	石田 清	関 東	則定真利子	関 西	黒田 慶子
東 北	梶本 卓也	関 東	福田 健二	関 西	徳地 直子
東 北	清和 研二	関 東	堀 靖人	関 西	長谷川尚史
東 北	中村 克典	関 東	丸山 温	関 西	深町加津枝
東 北	比屋根 哲	関 東	宮本 麻子	関 西	山田 容三
関 東	今富 裕樹	中 部	栗屋 善雄	九 州	伊藤 哲
関 東	岩岡 正博	中 部	板谷 明美	九 州	佐藤 宣子
関 東	宇都木 玄	中 部	木佐貫博光	九 州	寺岡 行雄
関 東	生方 正俊	中 部	小山 泰弘	九 州	藤掛 一郎
関 東	大久保達弘	中 部	戸丸 信弘	九 州	溝上 展也
関 東	小池 伸介	中 部	中川弥智子	九 州	光田 靖
関 東	小島 克己	中 部	肘井 直樹		
関 東	上村真由子	中 部	横井 秀一		

## 役員名簿（2019年5月現在）

役 職	担 当	氏 名	役 職	担 当	氏 名
会 長		黒田 慶子	理 事	中等教育連携推進	横井 秀一
副会長	国際交流	田中 浩	監 事		小池 孝良
副会長	学協会連携	小島 克己	監 事		堀 靖人
理 事	総務・選挙管理	玉井 幸治	主 事	総務・選挙管理	山川 博美
理 事	会計	柿澤 宏昭	主 事	会計	岩永 青史
理 事	大会	紙谷 智彦	主 事	日林誌編集	滝 久智
理 事	日林誌編集	正木 隆	主 事	J F R編集	吉藤奈津子
理 事	J F R編集	伊藤 哲	主 事	森林科学編集	岡本 隆
理 事	森林科学編集	松本 麻子	主 事		長倉 淳子
理 事	広報	福田 健二	主 事	広報	澤野 真治
理 事	企画・社会連携	大住 克博	主 事	企画・社会連携	荒木 眞岳
理 事	表彰	井鷲 裕司	主 事	表彰	木村 恵
理 事	ダイバーシティ推進	高山 範理	主 事		山崎 理正
理 事	林業遺産選定	佐藤 宣子	主 事	ダイバーシティ推進	竹内 啓恵
理 事	J A B E E	大久保達弘	主 事	林業遺産選定	當山 啓介
理 事	学協会連携	大河内 勇	主 事	プログラム編成	宮本 和樹
理 事	木材学会連携	船田 良	主 事	中等教育連携推進	東原 貴志
理 事	国内研究機関連携	中村 太士	事務局		稲村 崇子
理 事	プログラム編成	梶本 卓也			

## 【第1号議案】日本森林学会 2018年度事業報告（案）

（事業期間：2018年3月～2019年2月）

(1) 「日本森林学会誌」の発行： 2018年4月(第100巻第2号)、6月(同3号)、8月(同4号)、10月(同5号)、12月(同6号)および2019年2月(第101巻第1号)の年6回発行し、科学技術振興機構のJ-STAGEで公開した。論文22編、短報10編、総説2編、その他(巻頭言)1編および学会記事を掲載し、総計263ページとなった。ページ数は昨年度に比べて約2%増であった。第101巻第1号より、表紙写真を変更した。

(2) 「Journal of Forest Research」の発行： 2018年4月(Vol. 23 No. 2)、6月(No. 3)、8月(No. 4)、10月(No. 5)、12月(No. 6)および2019年2月(Vol. 24 No. 1)の年6回発行した。特集“Radiocesium dynamics in forest ecosystems after the Fukushima Nuclear Power Plant accident: Experiences during the initial five years”を含めたReview1編、Original Article40編、Short Communication7編を掲載した。総ページ数は396ページとなり、昨年度と同ページ数であった。電子版の周知を図るため、メールマガジンを用いて会員に発行を知らせるとともに、日林誌と学会ウェブサイトで発表論文の日本語書誌情報を掲載した。2017年のImpact Factorは0.908で、2016年(0.667)より上昇した。

(3) 「森林科学」の発行： 2018年6月(83号)、10月(84号)、2019年2月(85号)の年3回発行した。特集「未利用木材の発電利用は持続的たり得るか?」「世界自然遺産候補、沖縄・奄美の森林生態系管理」「広葉樹二次林の炭素循環研究の最前線」をはじめ、シリーズ「森めぐり」「現場の要請を受けての研究」「うごく森」「森をはかる」「林業遺産紀行」「森をたべる」等、総計170ページを掲載した。学会員の新著をより広くかつタイムリーに紹介できるよう、「ブックス」コーナーのみ会員限定公開(1年間)の対象から除外する措置を行った。オンラインバックナンバーについては、CiNiiからJ-stageへの移行を完了し、全ての号を公開した。在庫調整分の冊子体バックナンバーを編集委員や関連団体に分配し、学会入会や購読の促進等のために有効活用した。広告募集について株式会社科学技術社と広告代理店契約を締結し、合わせて広告料の見直しを行った。

(4) 「日本森林学会メールマガジン」の発行： 第94号(2018年3月)～第105号(2019年2月)を発行した。

(5) ウェブサイトの更新： ウェブサイト更新を随時行い、最新情報を掲載した。大会や表彰をはじめとする各種の学会情報を会員に発信するとともに、学会刊行物などの学会活動について随時発信・広報した。大会発表申し込みおよび発表要旨集のオンライン入稿を支援した。大会ページの視認性・わかりやすさを高めた。その他、研究集会・シンポジウムや公募等の関連情報を提供・広報した。

(6) 第129回日本森林学会大会の開催： 高知大学朝倉キャンパスおよび高知県立県民文化ホール(高知市)で開催した(2018年3月26～29日；大会運営委員長：後藤純一会員、高知大学)。研究発表は総計858件で、内訳は部門別口頭発表198件、部門別ポスター発表442件、

公募セッションおよび企画シンポジウム口頭発表 180 件、公募セッションポスター発表 38 件であった。高校生ポスター発表を併催し、22 件の発表があった。公開シンポジウム「林業大学校～その役割と目指すもの～」を、国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」の助成を受けて開催した。学会企画として「観光レクリエーション分野のあり方検討会」、「男女共同参画ランチョンミーティング「海外滞在と研究者家族」、「大学院進学とその後の進路の選択－公立研究機関、行政機関への就職－」および「論文執筆や審査の経験を共有しよう Part 3 ～男女共同参画の観点も含めて～」を開催した。「第 129 回日本森林学会学術講演集」を発行した。

**(7) 第 130 回日本森林学会大会の開催準備：** 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター（新潟市）での開催を準備した（2019 年 3 月 20～23 日；大会運営委員長：紙谷智彦会員，新潟大学）。2018 年 5 月 9 日に新潟大学東京事務所において大会運営委員会引継会議を開催した。公募セッションと企画シンポジウムを会員から公募し、公募セッション 5 件、企画シンポジウム 13 件を採択、14 の部門別口頭・ポスター発表とともにウェブ登録システムによって研究発表申込を受け付けた。第 6 回高校生ポスター発表を企画し、全国の高校からの発表申込を受け付けた。公開シンポジウム「雪国の森と木を活かす」を企画した。学会企画として「森林環境税（仮称）及び森林経営管理法を契機とした森づくり～森林環境税（仮称）及び森林経営管理法とは～」、「ダイバーシティ推進ランチョン Workshop 2019～森林学会の多様性について考える／今学会で必要なダイバーシティ推進とは？～」および「日林誌に論文を出す」の準備を進めた。以上を含めて大会プログラムの編成を行い、「第 130 回日本森林学会学術講演集」を編集した。

**(8) 第 131 回日本森林学会大会の開催準備：** 中部森林学会の推薦に基づき、大会開催機関を名古屋大学とし、大会運営委員長（竹中千里会員，名古屋大学）を委嘱し、大会運営委員会を組織した。

**(9) 日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への学会推薦：** 日本森林学会賞は、崎尾均会員（新潟大学）の「水辺の樹木誌」に、日本森林学会奨励賞は曾我昌史会員（東京大学）の「Extinction of experience: the loss of human-nature interactions」、小長谷啓介会員（森林総合研究所）の「Revisiting phylogenetic diversity and cryptic species of *Cenococcum geophilum sensu lato*」、津田吉晃会員（筑波大学）の「Multispecies genetic structure and hybridization in the *Betula* genus across Eurasia」に、日本森林学会学生奨励賞は河村和洋会員（北海道大学）の「Effects of land use and climate on the distribution of the Jungle Nightjar (*Caprimulgus indicus*) in Hokkaido, northern Japan」、伊津野彩子会員（投稿時：京都大学，応募時：森林総合研究所）の「The population genomic signature of environmental association with gene flow in an ecologically divergent tree species *Metrosideros polymorpha* (Myrtaceae)」に、日本森林学会功績賞は、藤森隆郎会員の「森林生態学に基づく持続可能な森林管理の体系化およびその現場への普及」に授与することを決定した。また、Journal of Forest Research 論文賞は、JFR 論文賞選考委員会が選考し、理事会で審議した結果、同誌 22 巻 6 号に掲載の Tsuyoshi Sato, Haruka Yamazaki and Toshiya Yoshida「Extending effect of a wind disturbance: mortality of *Abies sachalinensis* following a strong typhoon in a natural mixed forest」に、日本森林学会誌論文賞は、日林誌論文賞選考委員会が選考し、理事会で審議した結果、100 巻 2 号に掲載の平野悠一郎「日

本におけるトレイルランニングの林地利用の現状と動向 —コンフリクトの表面化とランナーの対応—, 99 巻 6 号に掲載の久保山裕史・古俣寛隆・柳田高志「未利用木質バイオマスを用いた熱電併給事業の成立条件」に、第 129 回日本森林学会大会学生ポスター賞は、ポスター賞選考委員会で選考し、理事会で審議した結果、16 名の学生会員に授与することを決定した。また、日本学術振興会賞、日本学術振興会育志賞、日本農学進歩賞、日本農学会賞について、会員からの推薦を受け付け、日本学術振興会育志賞に関して理事会で本学会推薦業績を決定したが、受賞には至らなかった。

(10) **学会活動の活性化：** ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動、および連携学会・他学会・外部機関との連携強化を通じて、学会活動の活性化に努めた。

(11) **ダイバーシティ推進の取り組み：** 2018 年 8 月、12 月に男女共同参画学協会連絡会の運営委員会に参加し、議題を話し合った。2018 年 12 月にダイバーシティ推進委員会を発足し、ウェブサイトやメールマガジン等による広報活動を始めた。第 130 回大会においてダイバーシティ推進に係るテーマに関して学会として進むべき今後の方向性を話し合うことを目的としたランチョンワークショップ（2019 年 3 月 22 日）を男女共同参画学協会連絡会後援のもとで準備を行った。

(12) **JABEE（日本技術者教育認定機構）への協力：** JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）の基幹的な学会として、JABEE や JAFEE の活動・運営に協力し、関連学協会との連携を図り、森林分野の技術者教育の向上を進め、CPD（技術者継続教育）事業の推進に協力した。

(13) **連携学会（旧支部）との連携：** 各連携学会（北方森林学会、東北森林科学会、関東森林学会、中部森林学会、応用森林学会、九州森林学会）大会を共催し、会長ほか役員を派遣した。また、2018 年 12 月に第 467 回理事会と併せて連携学会長会議を開催し、各連携学会の活動状況と課題を共有した。

(14) **日本木材学会との連携：** 「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に基づき、相互に理事を派遣し、また学術大会へ役員を招待した。

(15) **公開シンポジウムの開催：** 2018 年 5 月 29 日、東京・日林協会館において公開シンポジウム「林業遺産への期待と課題」を主催した。第 130 回大会の公開シンポジウム「雪国の森と木を活かす」を企画し、国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」に応募、採択され、準備を進めた。

(16) **国際学術交流の推進：** 東アジアをはじめとする諸外国との国際的学術交流を進めた。中国林学会より招聘講演者の推薦の依頼が 2 件あり、関係の理事とともに対応したが、日程の調整等で無理があり、丁重にお断りした。学会ウェブサイトの英語ページをアップデートするとともに、第 130 回大会のお知らせの重要事項を英訳し公開した。

(17) **関連学協会への協力と社会連携の推進：** 協力学術研究団体として日本学術会議に協力し、日本学術会議の会員および連携会員の候補者を推薦した。日本農学会の運営に協力し、運営委員

を派遣した。防災学術連携体に参加し、日本学術会議公開シンポジウム・防災学術連携体緊急報告会「西日本豪雨災害の緊急報告会」（台風 21 号の緊急報告および北海道胆振東部地震の緊急報告（2018 年 9 月 10 日、日本学術会議議室）で本学会の会員が講演した。日本木材学会および土木学会とともに「土木における木材の利用拡大に関する横断的研究会」を構成し、第 9 回木材利用シンポジウム「木材利用によるレガシーの創成に向けて」（2018 年 3 月 7 日、土木学会講堂）を開催した。森林学会も参加しているウッドデザイン賞サポート連絡会として、公募及び結果について森林学会のメールマガジンを通じてお知らせするとともに、12 月 6 日のエコプロ会場における同賞の表彰式に参加した。日本野外教育学会第 21 回大会自主企画シンポジウム「野外教育と森林教育とのコラボレーション」（日本森林学会教育部門）、第 17 回木材利用研究発表会（土木学会木材工学委員会）、産学官共済セミナー「国産早生樹センダンの使い道」（日本木材加工技術協会関西支部）、第 21 回日本水大賞（日本河川協会）、日本林業成長産業化シンポジウム「ICT スマート精密林材業によるサプライチェーンシステム in 東京」（LS によるスマート精密林業コンソーシアム）、木材利用シンポジウム in 千葉（土木学会木材工学委員会）、REDD 研究開発センター国際セミナー「REDD プラスはどこまで来たか？－機会を活かすために－」（森林総合研究所）、森林総合研究所公開講演会「水を育む森林」（森林総合研究所）をそれぞれ後援した。流体力学基礎講座（日本機械学会）、日本流体力学会年 2018（日本流体力学会）、第 14 回バイオマス科学会議（日本エネルギー学会）をそれぞれ協賛した。

**(18) 国内研究機関連携の推進：** 森林・林業関係試験研究機関の現状と研究推進上の課題に関するアンケート調査結果を、全国林業試験研究機関協議会において示し、意見集約を行った。

**(19) 各種補助金の申請：** 北方森林学会の発案により、公開シンポジウム「北海道における観光客による自然環境の利用実態と持続的利用への課題」（2019 年 11 月）への助成を受けるため、日本森林学会として 2019 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（B）」に応募した。科学研究費補助金（研究成果公開促進費）「研究成果公開発表（B）」への発案の順番を、2021 年東北森林科学会、2022 年中部森林学会、2023 年関東森林学会、2024 年応用森林学会、2025 年北方森林学会、2026 年九州森林学会とした。第 130 回大会で開催予定の公開シンポジウム「雪国の森と木を活かす」については、国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」に応募し採択された。

**(20) 他機関等の賞、奨励金、助成金、公募等の広報および候補の推薦：** ウェブサイト、メールマガジン等により会員に対して随時、情報提供を行った。

**(21) 学会運営の改善：** 役員間や各委員間の連絡、代議員や会員へのお知らせに電子メールを活用し、会議費と通信費を節減するとともに、意思決定や情報提供の迅速化に努めた。計 6 回の理事会のうち 2 回はメール理事会によった。

**(22) 林業遺産の選定：** 新たに林業遺産 No.24「矢部村における木馬道と木場作林業」、No.25「我が国初の森林鉄道「津軽森林鉄道」遺構群及び関係資料群」、No.26「旧帝室林野局木曾支局庁舎および収蔵資料群」、No.27「日本近代砂防の祖・諸戸北郎博士の設計による溪間工事建造物群」、No.28「遠山森林鉄道の資料および道具類・遺構群」、No.29「海部の樵木林業」、

No.30「進徳の森と中村弥六の関連資料群」および No.31「北山林業」の 8 件を新規に認定し、2017 年定時総会で発表した。会員を通じて 2018 年度林業遺産候補の推薦を募り、林業遺産選定委員会において審議を進めた。また、第 129 回日本森林学会大会において林業遺産に関する企画シンポジウムと公募セッションを開催するとともに、日本森林学会公開シンポジウムで「林業遺産選定のこれまでの取組と成果」について報告を行った。

**(23) 中等教育との連携：** 第 129 回日本森林学会大会において第 5 回高校生ポスター発表を実施した。発表件数は 29 件、参加校数は 19 校で、その中から最優秀賞 2 件、優秀賞 3 件および特別賞 2 件を表彰した。発表ポスターと森林・林業を学べる大学・大学校紹介を掲載した「高校生ポスター発表 ポスター集」を印刷し、配付した。当日の概要と講評を森林科学 83 号に掲載した。第 130 回大会における第 6 回高校生ポスター発表の準備を進めた。

**(24) 代議員および理事・監事候補選挙：** 2018 年定時総会において理事および監事を選任した。

**(25) 一般社団法人としての対応：** 改選に伴い、理事を修正登記した。

**(26) 会員名簿の発行：** 2018 年度版会員名簿を発行し、正会員には P D F による配布を行った。

## (27) 会員数の動向：

	2016/3/1	2017/3/1	2018/3/1	2019/3/1	前期との差
正会員	2396	2435	2383	2377	△ 6
国内一般会員	1822	1871	1839	1875	36
a)日林誌のみ	1279	1311	1283	1313	
b)+JFR	80	83	85	94	
c)+森林科学	209	215	218	220	
d)+両誌	254	262	253	248	
国内学生会員	563	553	533	492	△ 41
a)日林誌のみ	523	514	485	444	
b)+JFR	3	8	13	13	
c)+森林科学	13	10	13	10	
d)+両誌	24	21	22	25	
海外在住一般会員	4	7	6	4	△ 2
a)日林誌のみ	3	6	4	3	
b)+JFR	0	0	1	0	
c)+森林科学	0	0	0	0	
d)+両誌	1	1	1	1	
海外在住学生会員	7	4	6	6	0
a)日林誌のみ	3	1	2	2	
b)+JFR	4	3	4	4	
c)+森林科学	0	0	0	0	
d)+両誌	0	0	0	0	
機関会員	114	112	110	110	0
国内機関	112	110	108	109	
海外機関	2	2	2	1	
賛助会員	39	39	38	38	0
合計	2549	2586	2531	2525	△ 6
準会員	247	229	226	223	△ 3



## 【第2号議案】2018年度決算報告（案）

## 貸借対照表

平成31年2月28日現在

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I. 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金	1,162,811	1,102,071	60,740
郵便振替	5,540,686	5,517,828	22,858
普通預金	4,243,490	7,321,411	△ 3,077,921
大会前払金	2,000,000	1,000,000	1,000,000
未収入金	2,113,669	1,524,236	589,433
仮払金	1,215,000	1,000,000	215,000
流動資産合計	16,275,656	17,465,546	△ 1,189,890
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	7,241,032	6,871,032	370,000
特別積立金引当資産	22,499,033	22,499,033	0
名簿刊行積立資産	0	800,000	△ 800,000
大会開催引当資産	7,252,212	7,509,566	△ 257,354
特定資産合計	36,992,277	37,679,631	△ 687,354
(2) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	36,992,277	37,679,631	△ 687,354
資産合計	53,267,933	55,145,177	△ 1,877,244
<b>II. 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	2,596,989	3,095,015	△ 498,026
前受金	4,215,000	4,239,000	△ 24,000
大会前受金	1,142,000	1,295,000	△ 153,000
預り金	58,404	17,292	41,112
仮受金	247,000	1,000,000	△ 753,000
流動負債合計	8,259,393	9,646,307	△ 1,386,914
<b>2. 固定負債</b>			
退職給付引当金	7,241,032	6,871,032	370,000
名簿刊行積立金	0	800,000	△ 800,000
固定負債合計	7,241,032	7,671,032	△ 430,000
負債合計	15,500,425	17,317,339	△ 1,816,914
<b>III. 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
受取寄付金	7,252,212	7,509,566	△ 257,354
指定正味財産合計	7,252,212	7,509,566	△ 257,354
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 7,252,212 )	( 7,509,566 )	( △ 257,354 )
<b>2. 一般正味財産</b>			
(うち基本財産への充当額)	30,515,296	30,318,272	197,024
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 22,499,033 )	( 22,499,033 )	( 0 )
正味財産合計	37,767,508	37,827,838	△ 60,330
負債及び正味財産合計	53,267,933	55,145,177	△ 1,877,244

正味財産増減計算書

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
受取人会費	23,721,592	24,459,700	△ 738,108
個人会費	19,879,592	20,445,000	△ 565,408
正学生会員費	18,253,512	18,657,500	△ 403,988
学生会員費	1,626,080	1,787,500	△ 161,420
準会員費	530,000	535,000	△ 5,000
準会員費	530,000	535,000	△ 5,000
機関費	1,962,000	2,129,700	△ 167,700
国内費	1,962,000	2,129,700	△ 167,700
賛助会費	1,350,000	1,350,000	0
賛助会費	1,350,000	1,350,000	0
<b>事業収益</b>	<b>4,786,300</b>	<b>4,721,968</b>	<b>64,332</b>
印刷物収益	4,046,500	4,255,624	△ 209,124
日林誌売上	302,184	325,080	△ 22,896
日林誌別刷	1,963,440	2,220,120	△ 256,680
森林科学売上	87,304	102,484	△ 15,180
JFR超過頁	1,185,000	1,172,400	12,600
森林科学別刷	106,920	61,320	45,600
大会学術講演集	401,652	374,220	27,432
広告料収益	739,800	466,344	273,456
日林誌広告料	545,400	297,000	248,400
森林科学広告料	0	99,360	△ 99,360
その他の広告料	194,400	69,984	124,416
<b>大会開催収益</b>	<b>10,880,222</b>	<b>9,901,693</b>	<b>978,529</b>
大会参加費	6,592,000	6,054,000	538,000
懇親会費	1,836,000	2,285,500	△ 449,500
広告掲載揭示料	440,000	520,000	△ 80,000
補助金	1,893,102	948,038	945,064
その他の他	119,120	94,155	24,965
<b>補助金等収益</b>	<b>1,103,623</b>	<b>1,085,377</b>	<b>18,246</b>
(公財)国土緑化推進機構	993,266	965,364	27,902
大日本山林会助成金	110,357	120,013	△ 9,656
<b>雑収益</b>	<b>1,020,638</b>	<b>826,269</b>	<b>194,369</b>
受取利息	2,147	2,080	67
ロイヤリティ等	1,018,049	770,189	247,860
雑収益	442	54,000	△ 53,558
<b>積立金等戻入</b>	<b>800,000</b>	<b>0</b>	<b>800,000</b>
名簿刊行積立金戻入	800,000	0	800,000
経常収益計	42,312,375	40,995,007	1,317,368
<b>(2) 経常費用</b>			
<b>事業費</b>	<b>18,145,229</b>	<b>18,362,115</b>	<b>△ 216,886</b>
会誌等刊行費	15,872,510	16,437,472	△ 564,962
印刷製本費	11,978,743	12,311,292	△ 332,549
日林誌	4,254,501	4,657,889	△ 403,388
JFR	5,400,000	5,400,000	0
森林科学	2,324,242	2,253,403	70,839
編集費	1,993,666	2,203,833	△ 210,167
日林誌編委員会費	43,138	51,160	△ 8,022
JFR編委員会費	19,500	22,232	△ 2,732
森林科学編委員会費	50,376	55,921	△ 5,545
日林誌編集委託費	504,360	487,080	17,280
JFR編集委託費	1,135,560	1,053,600	81,960
J-STAGE掲載作業費	240,732	533,840	△ 293,108
発送費	1,900,101	1,922,347	△ 22,246
会誌等	1,832,079	1,846,499	△ 14,420
日林誌別刷	16,824	24,006	△ 7,182
森林科学別刷	16,014	9,648	6,366
大会学術講演集	35,184	42,194	△ 7,010

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
名簿刊行費	377,910	0	377,910
印刷製本費	354,780	0	354,780
発送費	23,130	0	23,130
表彰費	175,185	160,309	14,876
表彰委員会費	49,288	18,549	30,739
表彰状・盾等	125,897	141,760	△ 15,863
H P 編集費	141,048	140,400	648
活動費	141,048	140,400	648
ダイバーシティ推進事業費	24,458	12,848	11,610
活動費	24,458	12,848	11,610
学術振興費	1,554,118	1,506,751	47,367
シンポジウム開催費	52,810	64,094	△ 11,284
中等教育連携	1,201,308	1,142,657	58,651
共催学会大会・共催費	300,000	300,000	0
役員選挙	0	104,335	△ 104,335
通信費	0	9,480	△ 9,480
選挙費用支出	0	94,855	△ 94,855
<b>大会事業費</b>	<b>11,135,480</b>	<b>8,962,283</b>	<b>2,173,197</b>
会場費・運営費	3,260,481	2,020,624	1,239,857
印刷・発送費	534,702	528,099	6,603
懇親会費	1,854,000	1,750,496	103,504
代行業務委託費	5,165,730	4,227,512	938,218
その他	320,567	435,552	△ 114,985
<b>林業遺産事業費</b>	<b>125,160</b>	<b>253,725</b>	<b>△ 128,565</b>
<b>管 理 費</b>	<b>12,965,820</b>	<b>12,469,521</b>	<b>496,299</b>
人件費	8,591,592	8,394,241	197,351
給与	6,190,281	6,034,709	155,572
雑費	1,006,455	1,001,131	5,324
法定福利費用	1,024,856	1,008,401	16,455
退職給付費用	370,000	350,000	20,000
福利厚生費	11,310	11,310	0
会議費	1,682,260	923,578	758,682
旅費	82,226	169,401	△ 87,175
通信運搬費	160,324	393,849	△ 233,525
消耗品費	128,140	207,463	△ 79,323
新聞図書費	8,230	38,230	△ 30,000
諸国会費	377,000	397,500	△ 20,500
支払手数料	394,858	355,219	39,639
賃借料	881,280	881,280	0
租税公課	330,000	467,950	△ 137,950
支払報酬	248,400	216,000	32,400
雑費	70,200	13,500	56,700
<b>積立金等繰入</b>	<b>0</b>	<b>200,000</b>	<b>△ 200,000</b>
名簿刊行積立金繰入	0	200,000	△ 200,000
経常費用計	42,371,689	40,247,644	2,124,045
当期経常増減額	△ 59,314	747,363	△ 806,677
<b>2.経常外増減の部</b>			
(1)経常外収益			
本部会計への繰入金	256,338	0	256,338
経常外収益計	256,338	0	256,338
(2)経常外費用			
本部会計への繰入金	0	938,330	△ 938,330
経常外費用計	0	938,330	△ 938,330
当期経常外増減額	256,338	△ 938,330	1,194,668
当期一般正味財産増減額	197,024	△ 190,967	387,991
一般正味財産期首残高	30,318,272	30,509,239	△ 190,967
一般正味財産期末残高	30,515,296	30,318,272	197,024
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
受取寄付金	0	938,330	△ 938,330
特定資産運用益	64	58	6
一般正味財産への振替額	△ 257,418	△ 1,080	△ 256,338
当期指定正味財産増減額	△ 257,354	937,308	△ 1,194,662
指定正味財産期首残高	7,509,566	6,572,258	937,308
指定正味財産期末残高	7,252,212	7,509,566	△ 257,354
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>37,767,508</b>	<b>37,827,838</b>	<b>△ 60,330</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の経理処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特 定 資 産				
退職給付引当資産	6,871,032	370,000	0	7,241,032
特別積立金引当資産	22,499,033	0	0	22,499,033
名簿刊行積立資産	800,000	0	800,000	0
大会開催引当資産	7,509,566	0	257,354	7,252,212
小 計	37,679,631	370,000	1,057,354	36,992,277
合 計	37,679,631	370,000	1,057,354	36,992,277

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特 定 資 産				
退職給付引当資産	7,241,032	( )	( )	( 7,241,032 )
特別積立金引当資産	22,499,033	( )	( 22,499,033 )	( )
名簿刊行積立資産	0	( )	( )	( 0 )
大会開催引当資産	7,252,212	( 7,252,212 )	( )	( )
小 計	36,992,277	( 7,252,212 )	( 22,499,033 )	( 7,241,032 )
合 計	36,992,277	( 7,252,212 )	( 22,499,033 )	( 7,241,032 )

## 財 産 目 録

平成31年2月28日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I. 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
現金手許有高	1,162,811	
郵便局振替	4,398,686	
郵便局振替(大会)	1,142,000	
郵便局通常	1,027,950	
みずほ銀行四谷普通	2,639,217	
みずほ銀行市ヶ谷普通	14,201	
りそな銀行市ヶ谷普通	562,122	
現金預金計	10,946,987	
大会前払金		
130回大会	2,000,000	
仮払金		
中等教育補助金他	1,215,000	
未収金		
JFR超過ページ代他	2,113,669	
流動資産合計		16,275,656
2. 固定資産		
(1) 特定資産		
退職給付引当資産		
りそな銀行市谷(定期)	7,241,032	
特別積立金引当資産		
郵便局定額1	5,924,000	
みずほ銀行市谷(定期1-5)	9,933,964	
りそな銀行市谷(定期1-7)	6,641,069	
大会開催引当資産		
三菱UFJ銀行市谷(普通)	7,252,212	
特定資産合計	36,992,277	
(2) その他固定資産		
その他の固定資産合計	0	
固定資産合計		36,992,277
資産合計		53,267,933
<b>II. 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金		
印刷製本・発送費他	2,596,989	
前受会費		
平成31年度前受会費	4,215,000	
大会前受金		
平成31年度大会関係	1,142,000	
預り金		
源泉所得税他	58,404	
仮受金		
130回大会仮受他	247,000	
流動負債合計		8,259,393
2. 固定負債		
退職給付引当金	7,241,032	
固定負債合計		7,241,032
負債合計		15,500,425
<b>III. 正味財産の部</b>		
正味財産		37,767,508

## 収 支 計 算 書

平成30年3月1日から平成31年2月28日まで

一般社団法人 日本森林学会

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
<b>1.事業活動収入</b>				
個人会費	23,870,000	23,721,592	148,408	
正学生会費	( 20,042,500 )	( 19,879,592 )	162,908	
準学生会費	( 18,307,000 )	( 18,253,512 )	53,488	
機関費	( 1,735,500 )	( 1,626,080 )	109,420	
国費	557,500	530,000	27,500	
賛助	( 557,500 )	( 530,000 )	27,500	
業務収入	1,980,000	1,962,000	18,000	
印刷費	( 1,980,000 )	( 1,962,000 )	18,000	
日林誌	1,290,000	1,350,000	△ 60,000	
森大誌	( 1,290,000 )	( 1,350,000 )	△ 60,000	
大森大誌	4,545,000	4,786,300	△ 241,300	
大森大誌	4,225,000	4,046,500	178,500	
大森大誌	( 325,000 )	( 302,184 )	22,816	
大森大誌	( 2,200,000 )	( 1,963,440 )	236,560	
大森大誌	( 100,000 )	( 87,304 )	12,696	
大森大誌	( 1,170,000 )	( 1,185,000 )	△ 15,000	
大森大誌	( 60,000 )	( 106,920 )	△ 46,920	
大森大誌	( 370,000 )	( 401,652 )	△ 31,652	
大森大誌	320,000	739,800	△ 419,800	
大森大誌	( 250,000 )	( 545,400 )	△ 295,400	
大森大誌	( 70,000 )	( 194,400 )	△ 124,400	
大森大誌	11,250,000	10,879,142	370,858	
大森大誌	( 5,890,000 )	( 6,592,000 )	△ 702,000	
大森大誌	( 1,910,000 )	( 1,836,000 )	74,000	
大森大誌	( 450,000 )	( 440,000 )	10,000	
大森大誌	( 3,000,000 )	( 1,893,102 )	1,106,898	
大森大誌	( 0 )	( 118,040 )	△ 118,040	
大森大誌	1,120,000	1,103,623	16,377	
大森大誌	( 1,000,000 )	( 993,266 )	6,734	
大森大誌	( 120,000 )	( 110,357 )	9,643	
大森大誌	822,000	1,020,702	△ 198,702	
大森大誌	( 2,000 )	( 2,211 )	△ 211	
大森大誌	( 770,000 )	( 1,018,049 )	△ 248,049	
大森大誌	( 50,000 )	( 442 )	△ 49,558	
<b>2.事業活動支出</b>	<b>41,607,000</b>	<b>41,511,359</b>	<b>95,641</b>	
事業活動費	19,036,000	18,145,229	890,771	
印刷費	16,140,000	15,872,510	267,490	
日林誌	( 12,310,000 )	( 11,978,743 )	331,257	
J森大誌	( 4,660,000 )	( 4,254,501 )	405,499	
編集費	( 5,400,000 )	( 5,400,000 )	0	
日林誌	( 2,250,000 )	( 2,324,242 )	△ 74,242	
J森大誌	( 2,060,000 )	( 1,993,666 )	66,334	
編集費	( 100,000 )	( 43,138 )	56,862	
J森大誌	( 60,000 )	( 19,500 )	40,500	
J森大誌	( 80,000 )	( 50,376 )	29,624	
J森大誌	( 500,000 )	( 504,360 )	△ 4,360	
J森大誌	( 1,000,000 )	( 1,135,560 )	△ 135,560	
J森大誌	( 320,000 )	( 240,732 )	79,268	
J森大誌	( 1,770,000 )	( 1,900,101 )	△ 130,101	
J森大誌	( 1,700,000 )	( 1,832,079 )	△ 132,079	
J森大誌	( 20,000 )	( 16,824 )	3,176	
J森大誌	( 10,000 )	( 16,014 )	△ 6,014	
J森大誌	( 40,000 )	( 35,184 )	4,816	
J森大誌	800,000	377,910	422,090	
J森大誌	( 800,000 )	( 354,780 )	445,220	
J森大誌	( 0 )	( 23,130 )	△ 23,130	
J森大誌	50,000	0	50,000	
J森大誌	( 50,000 )	( 0 )	50,000	
J森大誌	300,000	175,185	124,815	
J森大誌	( 100,000 )	( 49,288 )	50,712	
J森大誌	( 200,000 )	( 125,897 )	74,103	
J森大誌	6,000	141,048	△ 135,048	
J森大誌	( 6,000 )	( 141,048 )	△ 135,048	
J森大誌	70,000	24,458	45,542	
J森大誌	( 70,000 )	( 24,458 )	45,542	
J森大誌	1,670,000	1,554,118	115,882	
J森大誌	( 150,000 )	( 52,810 )	97,190	
J森大誌	( 1,220,000 )	( 1,201,308 )	18,692	
J森大誌	( 300,000 )	( 300,000 )	0	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
大 会 事 業 費	11,250,000	11,135,480	114,520	
会場費・運営費	( 3,454,870 )	( 3,260,481 )	( 194,389 )	
印刷・発送費	( 550,000 )	( 534,702 )	( 15,298 )	
親業委託費	( 2,190,000 )	( 1,854,000 )	( 336,000 )	
その他の業務委託費	( 3,878,160 )	( 5,165,730 )	( △ 1,287,570 )	
林業遺産事業費	200,000	125,160	74,840	
管理費	12,159,000	12,595,820	△ 436,820	
人給件費	7,953,000	8,221,592	△ 268,592	
給雑費	( 5,933,000 )	( 6,190,281 )	( △ 257,281 )	
法利定厚福利	( 1,000,000 )	( 1,006,455 )	( △ 6,455 )	
福利費	( 1,020,000 )	( 1,024,856 )	( △ 4,856 )	
議費	12,000	11,310	690	
旅費	1,275,000	1,682,260	△ 407,260	
通信費	172,000	82,226	89,774	
消耗品費	350,000	160,324	189,676	
新聞図書費	60,000	128,140	△ 68,140	
諸会手数料	10,000	8,230	1,770	
支借料	377,000	377,000	0	
賃借料	355,000	394,858	△ 39,858	
租税公課	890,000	881,280	8,720	
支払報酬	470,000	330,000	140,000	
支雑費	220,000	248,400	△ 28,400	
事業活動支出計	15,000	70,200	△ 55,200	
事業活動収支差額	42,645,000	42,001,689	643,311	
II 投資活動収支の部	△ 1,038,000	△ 490,330	△ 547,670	
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	800,000	1,057,354	△ 257,354	
名簿刊行積立資産取崩収入	( 800,000 )	( 800,000 )	( 0 )	
大会開催引当資産取崩収入	( 0 )	( 257,354 )	( △ 257,354 )	
投資活動収入計	800,000	1,057,354	△ 257,354	
2. 投資活動支出				
特定資産繰入支出	370,000	370,000	0	
退職給付引当資産取得支出	( 370,000 )	( 370,000 )	( 0 )	
投資活動支出計	370,000	370,000	0	
投資活動収支差額	430,000	687,354	△ 257,354	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 608,000	197,024	△ 805,024	
前期繰越収支差額	7,819,239	7,819,239	0	
次期繰越収支差額	7,211,239	8,016,263	△ 805,024	

収支計算書に対する注記

(注) 1. 資金の範囲

資金の範囲には現金・預金・前払金・未収入金・仮払金・未払金・前受金・預り金及び仮受金を含めている。なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金	1,102,071	1,162,811
郵便振替	5,517,828	5,540,686
普通預金	7,321,411	4,243,490
大会前払金	1,000,000	2,000,000
未収入金	1,524,236	2,113,669
仮払金	1,000,000	1,215,000
合計	17,465,546	16,275,656
未払金	3,095,015	2,596,989
前受金	4,239,000	4,215,000
大会前受金	1,295,000	1,142,000
預り金	17,292	58,404
仮受金	1,000,000	247,000
合計	9,646,307	8,259,393
次期繰越収支差額	7,819,239	8,016,263

財務諸表の確認事項及び説明事項(参考資料)

2019年5月28日

会計理事 柿澤宏昭

会計主事 岩永青史

① 貸借対照表

確認事項

- ✓ 「貸借対照表」、「資産・負債・財産の違い」、「流動・固定の違い」、「指定・一般の違い」
- ✓ 資産合計 = 負債及び正味財産合計 となっているか？

説明事項

- 学会全体の財産(正味財産合計) 60,330 円減(前年度比)
- 本部の財産(一般正味財産) 197,024 円増
- 大会用の財産(指定正味財産) 257,354 円減

表1. 貸借対照表の概要(単位:円)

資産		負債	
流動資産	16,275,656	流動負債	8,259,393
固定資産	36,992,277	固定負債	7,241,032
		正味財産	
		指定正味財産	7,252,212
		一般正味財産	30,515,296
資産合計	53,267,933	負債及び正味財産合計	53,267,933

流動比率(流動資産/流動負債)169%  
(前年度 181%から 12 ポイント減)  
100%以上なら支払い余力があると言える

自己資本比率(正味財産/資産)71%  
(前年度 69%から 2 ポイント増)  
一般的に 50%以上ならかなり優良だと言える

資産:学会の所有する金銭・土地・建物などの総称 / 流動資産:1年以内に現金化できる資産 /

固定資産:通常1年以内に現金化できない(想定していない)資産 /

負債:将来的に外部の第三者に対して負う支払い義務の総称 / 流動負債:1年以内に支払いの期限が到来する債務 /

固定負債:将来的に支払いが行われる予定の債務 / 正味財産:資産から負債を除いたもの(資本や純資産と同義)

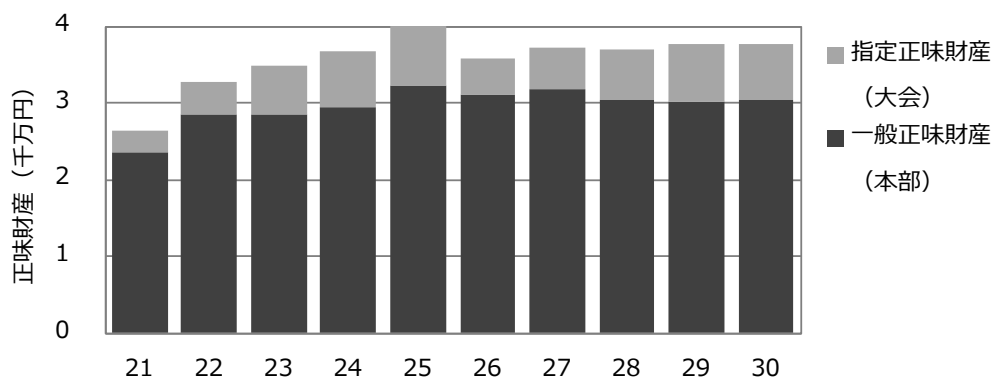


図1. 正味財産の推移(過去10年)



② 正味財産増減表(前年度決算との比較)

確認事項

- ✓ 当年度の「一般正味財産期末残高」、「指定正味財産期末残高」、「正味財産期末残高」が貸借対照表の値と一致しているか？

補足説明事項

- 名簿積立金 80 万円から名簿刊行費 38 万円を引いた残額 42 万円を一般正味財産に充当した。
- 会費収入は前年度より 74 万円減少したが、これは前年度に未納分の会費が多く納入され増加し、当年度は通常の支払い状況に戻ったことと、会員が減少したことが要因であると考えられる。
- 第 129 回大会の開催収益は前年度より 98 万増加した。これは補助金の増加(95 万)によるところが大きい。一方で、大会事業費は 217 万円増加し、大会の収支は赤字となった。そのため、「赤字分(256,338 円)－利息(半期 32 円×2)＋口座の残高証明書発行手数料(半期 540 円×2)＝25 万 7354 円」を指定正味財産(大会準備引当資産)から取り崩した。
- 本部の収支(一般正味財産)は 20 万円の黒字となった。

③ 財産目録(貸借対照表にある資産の実在性を示すもの)

確認事項

- ✓ 通帳に正しい金額が貯金されているか、貸借対照表と対応しているか？

④ 収支計算書(当年度予算との比較)

確認事項

- ✓ 「次期繰越収支差額」は貸借対照表の「流動資産 － 流動負債」と一致しているか？

補足説明事項

- 予算では、本部の収支を 61 万円の赤字と見込んだが、決算では 20 万円の黒字となった。  
→名簿積立金の残額 42 万円が加算された上での黒字である。
- 管理費支出が予算よりも 49 万円高くなったのは、会議費支出が想定していたよりも 41 万円高くなったことによる部分が多い。前年度よりも予算を 30 万円以上増額させたが、それを上回る支出となった。

以上

## 【報告事項1】2018年度監事監査報告

### 監査報告書

一般社団法人日本森林学会  
代表理事 黒田慶子 殿

一般社団法人日本森林学会の定款第34条の規定に基づき、当法人の2018年3月1日から2019年2月28日までの事業及び財産の状況について監査を行いました結果、以下のとおり報告します。

#### 1 監査の方法およびその内容

各監事は、理事会その他の重要な会議に出席し、理事等から職務の執行状況等について報告を受け、事業報告、財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書)ならびに関係書類を閲覧し、執行妥当性を検討いたしました。

#### 2 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 財務諸表とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を適正に表示しています。


2019年4月8日

一般社団法人 日本森林学会

監事

堀 靖人 

監事

小池 孝良 

### 【第3号議案】日本森林学会会員規則の改正（案）

学生会員が卒業または修了後に一般会員に継続してもらうための方策として、会員種別を変更する際に会費の口座引き落としの手続きを取った会員に対して、年会費を3年間、学生会員と同額とする特別割引制度を4年間試行したい。そのため、会員規則の改正および特別割引制度の2020年度からの4年間の試行を提案するので、ご審議をお願いしたい。また、承認された際には、日本森林学会収入支出内規を改正し、会費割引制度の具体的な内容を明記する。

特別会費割引制度の実施計画表

会員種別変更手続き年度	学生会員 学生会費	学生会員 学生会費 5条4. による	一般会員 学生会費と同額 4条6. による	一般会員 一般会費
2020年度(2020/3～2021/2)	2019年度まで	2020年度	2021～2022年度	2023年度以降
2021年度(2021/3～2022/2)	2020年度まで	2021年度	2022～2023年度	2024年度以降
2022年度(2022/3～2023/2)	2021年度まで	2022年度	2023～2024年度	2025年度以降
2023年度(2023/3～2024/2)	2022年度まで	2023年度	2024～2025年度	2026年度以降

\* 次回の名簿作成は2022年度：2023年5月の総会に検討結果を反映させる必要がある

#### 会員規則（案）（一部抜粋）

（会費）

第4条 定款第8条に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

（1）

- |           |     |                |
|-----------|-----|----------------|
| 正会員（一般会員） | 年会費 | 10,000 円（A 区分） |
|           |     | 12,000 円（B 区分） |
|           |     | 11,500 円（C 区分） |
|           |     | 13,500 円（D 区分） |
| 正会員（学生会員） | 年会費 | 5,000 円（A 区分）  |
|           |     | 7,000 円（B 区分）  |
|           |     | 6,500 円（C 区分）  |
|           |     | 8,500 円（D 区分）  |

（2）名誉会員 年会費 なし

（3）賛助会員 年会費 1口 30,000 円以上

（4）機関会員 年会費 18,000 円

（5）準会員 年会費 2,500 円

2 年会費は、前年度の2月末日までに納入するものとする。ただし、正会員がA～Dの会員区分を変更する場合、前年の10月15日までに電子メール、FAX、又は文書によって事務局に連絡する。期日までに連絡が無い場合、会員区分に変更はないものとみなす。

- 3 入会を申し込んだ個人又は団体は、前条第2項の理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会した年度の年会費を納入しなければならない。
- 4 会員は、当学会から年会費の納入請求の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。
- 5 年齢75歳以上の一般会員で20年以上継続して会員であったものは、会費を免除する
- 6 年会費の割引制度を、総会の承認により設けることができる。

・・・中略・・・

(会員種別の変更)

第5条 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して一般会員となることを希望する場合は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。

- 2 卒業、修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。
- 3 学生会員が一般会員となる場合は、年会費の差額を納入しなければならない。差額の納入日を会員種別変更日とする。
- 4 学生会員が一般会員となる場合で、~~卒業、修了、退学等の時期が1月～3月の場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から一般会員として、一般会員の年会費を納入するものとする。~~
- 5 一般会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、「会員変更届」によって変更事項を会長宛に提出するものとする。一般会員から学生会員になった場合は、一般会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。
- 6 その他の会員種別を変更する場合は、これに準じる。

・・・中略・・・

(規則の変更)

3. この規則は、令和元年5月28日から施行する。

【第4号議案】日本森林学会誌等刊行規則の改正（案）

日本森林学会では、日林誌に原稿を投稿する会員向けに、日本森林学会誌投稿要領と日本森林学会誌執筆要領を示しているが、（1）ピアレビューを行う学術誌の分野では投稿要領よりも投稿規定という名称が一般的であること、（2）投稿要領と執筆要領は名称が紛らわしいこと、を考慮し、日本森林学会誌投稿要領を日本森林学会誌投稿規定という名称に変更するため、標記規則の改正案を提示する。なお、本改正（案）はJFR及び森林科学にも適用される。以上についてご審議をお願いしたい。

新旧対照表

改正案	現行
<p>1-6 日本森林学会学会誌等刊行規則 （編集委員会の職務）</p> <p>第9条 委員会は、学会誌の内容及び体裁、<u>投稿規定</u>及び執筆要領の設定並びに改正、投稿原稿の採否、審査、原稿の依頼等、学会誌の編集及び発行に関する事務の運営にあたる。</p> <p>（学会誌への投稿）</p> <p>第11条 学会誌への投稿は、別に定める<u>投稿規定</u>及び執筆要領に従わなければならない。</p>	<p>1-6 日本森林学会学会誌等刊行規則 （編集委員会の職務）</p> <p>第9条 委員会は、学会誌の内容及び体裁、<u>投稿要領</u>及び執筆要領の設定並びに改正、投稿原稿の採否、審査、原稿の依頼等、学会誌の編集及び発行に関する事務の運営にあたる。</p> <p>（学会誌への投稿）</p> <p>第11条 学会誌への投稿は、別に定める<u>投稿要領</u>及び執筆要領に従わなければならない。</p>

日本森林学会等刊行規則（案）（全文）

<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、日本森林学会定款第4条第2号に規定する学会誌及び学術図書の刊行に関する事項を定める。</p> <p>（学会誌の種類）</p> <p>第2条 本会の学会誌は、次の3種とする。</p> <p>（1） 日本森林学会誌（略称、日林誌、ISSN：1349-8509）</p> <p>（2） Journal of Forest Research（略称、JFR、ISSN：1341-6979）</p> <p>（3） 森林科学（ISSN：0917-1908）</p> <p>（日林誌）</p> <p>第3条 日林誌は、年6回発行するものとし、日本語で書かれた森林・林業に関する学術論文のほか、本会記事、会務公告、その他日林誌編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。</p> <p>（JFR）</p>
--

第4条 JFRは、年6回発行するものとし、英文で書かれた森林・林業に関する学術論文のほか、JFR編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(森林科学)

第5条 森林科学は、年3回発行するものとし、森林科学の成果を普及する一般向け刊行物として、森林科学編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

(配布)

第6条 学会誌の配布は、会員規則に定める。

2 学会誌の巻号ごとの配布、別刷及び送付の価格、並びに広告掲載料金は、理事会で別に定める。

(編集委員会)

第7条 学会誌の編集・刊行は、定款第61条第2号から第4号に定める編集委員会（以下、委員会という。）が行う。

(編集委員会の組織)

第8条 それぞれの委員会の委員長は、それぞれの編集担当理事とし、委員会を統括する。

2 委員会には、それぞれ専門分野に応じて委員若干名を置くほか、編集主事2名以内を置く。

3 JFRの編集委員には、国際性を高めるため、外国人研究者を含める。

(編集委員会の職務)

第9条 委員会は、学会誌の内容及び体裁、投稿規定投稿要領及び執筆要領の設定並びに改正、投稿原稿の採否、審査、原稿の依頼等、学会誌の編集及び発行に関する事務の運営にあたる。

2 委員会における審査の過程は、これを非公開とする。

3 編集委員会は、委員会の決議により特集記事を組むことができる。

(編集会議)

第10条 委員会は、年1回以上編集会議を開催し、原稿の審査状況及び会誌の発行状況を報告するとともに、編集委員会の任務に関わる重要事項を審議し決定する。

2 委員会は、電磁的方法による編集会議を設けることができる。

(学会誌への投稿)

第11条 学会誌への投稿は、別に定める投稿規定投稿要領及び執筆要領に従わなければならない。

2 JFRへの投稿は、学会会員に限定せず、外国を含めた一般からのものも受け入れる。

(日本森林学会大会学術講演集)

第12条 学会は、学術大会における成果を公開する目的で、日本森林学会大会学術講演集（ISSN：1349-8517 以下、講演集という。）を刊行する。

2 講演集の編集は、学会誌の例に準じて、当該大会の大会運営委員会が行う。

(電子アーカイブ)

第13条 日林誌、森林科学及び講演集については、研究成果の公表を目的に、刊行後一定期間を経て、電子アーカイブによる無料一般公開を行う。

(学術図書の刊行)

第14条 学術図書の刊行については、学会誌の例に準じて、その都度理事会に諮って行う。  
(著作権)

第15条 本会の刊行物への掲載が受理された記事、論文等の著作権は、本会単独であるいは本会の定める出版社と共同で、本会に帰属するものとする。

2 著者に許容される権利については、委員会等が刊行物ごとに理事会に諮って別に定める。  
(内規)

第16条 委員会は、本規則の定めのほか、その運営について、それぞれ別に定めることができる。

(規則の変更)

第17条 この規則は、理事会及び総会の決議を経て変更できるものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月15日から施行する。
2. この規則は、令和元年5月28日から施行する。

**【第5号議案】役員（大会担当理事）の選任**

紙谷智彦理事（大会担当）から辞任の申し出があったため、定款第32条に基づき、後任として下記の候補者の信任投票を行う。

なお、定款第35条に基づき、選任された理事の任期は、前任者の残任期間（2020年定時総会終結時まで）とする。

記

理事（大会担当）候補者：

竹中千里（名古屋大学、第131回大会運営委員長）

以上



## 【報告事項 2】2019年度事業計画

(事業期間：2019年3月～2020年2月)

- (1) **第 130 回日本森林学会大会の開催** 2019年3月20～23日に朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター（新潟市）を会場として開催し、学術講演集を発行する。
- (2) **第 131 回日本森林学会大会の準備** 名古屋大学を会場として開催準備を進める。公開シンポジウムへの助成金に応募する。また、ウェブ登録システムによって大会参加および研究発表の受付等を行い、大会プログラムを編成する。
- (3) **第 132 回日本森林学会大会の準備** 関東森林学会からの推薦に基づいて大会開催機関を決定し、大会運営委員長を委嘱し、大会運営委員会を組織する。
- (4) **「日本森林学会誌」の発行** 2019年4月、6月、8月、10月、12月および2020年2月の年6回発行し、科学技術振興機構のJ-STAGEで公開する。
- (5) **「Journal of Forest Research」の発行** Taylor & Francis社から2019年4月、6月、8月、10月、12月および2020年2月の年6回発行する。
- (6) **「森林科学」の発行** 2019年6月、10月および2020年2月の年3回発行する。43号（2005年2月）以来使用している表紙デザインをリニューアルする。
- (7) **「日本森林学会メールマガジン」の発行** 第106号（2019年3月）～第117号（2020年2月）を発行する。
- (8) **ウェブサイトの更新** ウェブサイトを随時更新し、刊行物、公募、助成金、研究集会などの最新情報を掲載する。また、大会に関連するWeb作業を行い、大会開催を支援する。
- (9) **日本森林学会各賞の選考および日本農学賞等への学会推薦** 日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞、日本森林学会功績賞、Journal of Forest Research 論文賞、日本森林学会誌論文賞、第130回日本森林学会大会学生ポスター賞の審査・選考を行う。また日本農学賞、日本農学進歩賞等の推薦業績の審査・選考を行う。
- (10) **ダイバーシティ推進の取り組み** 男女共同参画学協会連絡会の活動に参加し、情報交換と会員への情報提供に努める。第17回男女共同参画学協会連絡会シンポジウムにおいて、第130回日本森林学会・ワークショップで収集した結果をポスター発表する。第131回日本森林学会大会においてシンポジウムを企画検討する。
- (11) **林業遺産の選定** 定時総会において昨年度に選定された林業遺産を発表する。本年度の林業遺産候補の推薦公募を行い、審議・選定活動を行う。国有林部局や地方自治体への公募情報の提供や林業遺産登録地域間の情報共有、交流方法について検討する。

(12) **JABEE（日本技術者教育認定機構）への協力** JAFEE（森林・自然環境技術者教育会）の基幹的な学会として、JABEE や JAFEE の活動・運営に協力するとともに、関連学協会との連携を図ることにより、森林分野の技術者教育の向上を進める。CPD（技術者継続教育）事業の推進に協力する。森林・林業人材育成のため、引き続き森林・林業技術者教育の動向について発信するとともに JABEE の普及に努める。

(13) **関連学協会への協力と社会連携の推進** 日本学術会議および日本農学会の運営に協力する。社会連携委員会を通じて当学会に関する情報発信を行うとともに、防災学術連携体、ウッドデザイン賞サポート連絡会など関連学協会との協力を推進する。

(14) **連携学会（旧支部）との連携** 各連携学会（北方森林学会、東北森林科学会、関東森林学会、中部森林学会、応用森林学会、九州森林学会）大会を共催し、役員を派遣する。また九州森林学会に科研費「研究成果公開発表（B）」の発案を依頼し、日本森林学会として応募する。

(15) **日本木材学会との連携** 「日本森林学会と日本木材学会との交流に関する覚書」に基づき、木材学会との交流を深める。

(16) **国際学術交流の推進** 東アジアをはじめとする諸外国の関係学会と交流を進める。

(17) **国内研究機関連携の推進** 「森林・林業関係試験研究機関の現状と研究推進上の課題」に関するアンケート調査結果について、全国林業試験研究機関協議会ならびに会員からの意見を集約し、今後の活動方針を検討する。

(18) **中等教育との連携** 第 130 回日本森林学会大会において「高校生のポスター発表」（第 6 回）を、外部支援を受け実施する。第 131 回大会の「高校生ポスター発表」（第 7 回）の実現に向けて活動する。

(19) **学会運営の改善・増税への対応** 財政の健全化への取組を継続し、電子メールを活用し、会議費や通信費を節減する。2019 年 10 月の消費増税による収支への影響についてモニタリングを開始する。

(20) **代議員および理事・監事候補の選出** 2020 年定時総会終結時から 2022 年定時総会終結時を任期とする代議員選挙を行う。また、次期代議員による代議員選出理事・監事候補互選投票を実施する。

(21) **一般社団法人としての対応** 定時総会で交代する大会担当理事を修正登記する。

2019年5月28日

2019年度定時総会資料 (Journal of Forest Research)

JFR 編集委員長 伊藤哲  
JFR 編集主事 吉藤奈津子

## 検討事項

### 1. JFR の将来的な冊子体廃止（完全電子ジャーナル化）についての意見伺い

JFR の IF は 2016 年 0.667、2017 年 0.908、2018 年（速報値）0.745 でした。今後は、日本森林学会の英文学会誌としての性質を維持しつつ、JFR の質と国際的なプレゼンスを高め IF の上昇を狙っていきたいと考えています。そのために、現在、国際的に関心の高い特集や **Invited Review** の掲載を企画しておりますが、同時に、それらのオープンアクセス出版経費の獲得を目指すなど、徐々にオープンアクセス論文の掲載数を増やしていこうと考えております。そうすることで、閲覧・引用数が増加し今後の IF の上昇にもつながるはずです。こうした方策の行きつく先には、将来的な完全電子ジャーナル化（冊子体廃止）や、完全オープンアクセスジャーナル化もあり得るでしょう。そこで、将来的な JFR の方針として、完全電子ジャーナル化（冊子体廃止）という手段はあってもよいかどうかについて、代議員の皆様にご意見を伺いたいと思います。

完全電子ジャーナル化（冊子体廃止）をする場合、出版経費も変更となりますが、Taylor&Francis 社との契約自体が変更となるため簡単に見積りが出せる状況ではなく、残念ながら本総会で費用についての資料を提出することはできません。冊子体の廃止は冊子体の購読者を失うという点で出版社の利益につながらず、契約書できめた冊子体の利益をオンラインのみでどれほど補償できるかというところで、こちらの方針を先に決めないとならない状況です。経費については現状より学会と出版社の双方にとって利益を損なわない方向となることを前提としたいと考えております。

資料. 2019年度 JFR 編集委員名簿

Journal of Forest Research 編集委員会 (2019/4/1-)

部門		氏名		所属
Editor-in-Chief	編集委員長	伊藤 哲	Ito, Satoshi	宮崎大学農学部 森林緑地環境科学科
Assistant Editor	編集主事	吉藤 奈津子	Yoshifuji, Natsuko	森林総合研究所森林防災研究領域
Editorial Office	刊行センター	町田 庸子	Machida, Yoko	(財)学会誌刊行センター
Socioeconomics, Planning, and Management Section	Forest policy and social sciences	百村 帝彦	Hyakumura, Kimihiko	九州大学熱帯農学研究センター
		大田 真彦	Ota, Masahiko	九州工業大学 教養教育院
		岡 裕泰	Oka, Hiroyasu	国際農林水産業研究センター
		香坂 玲	Kohsaka, Ryo	名古屋大学大学院 環境学研究所
	Forest management	美濃羽 靖	Minowa, Yasushi	京都府立大学大学院生命環境科学研究科流域情報学研究室
		溝上 展也	Mizoue, Nobuya	九州大学農学研究院 森林資源科学部門 森林計画学研究室
		古家 直行	Furuya, Naoyuki	森林総合研究所 北海道支所 北方林管理研究グループ
		光田 靖	Mitsuda, Yasushi	宮崎大学農学部 森林緑地環境科学科
	Forest machinery, Forest roads, Forest operations and technique	長谷川尚史	Hasegawa, Hisashi	京都大学フィールド科学教育研究センター和歌山研究林
		松本 武	Matsumoto, Takeshi	東京農工大学
	Landscape planning and design, Tourism	田中 伸彦	Tanaka, Nobuhiko	東海大学観光学部 観光学科
		中村 和彦	Nakamura, Kazuhiko W.	東京大学大学院農学生命科学研究科 森林風致計画学研究室
	Forest Environment Section	Forest hydrology, Erosion control, Meteorology and hazards	五味 高志	Gomi, Takashi
藤田 正治			Fujita, Masaharu	京都大学大学院工学研究科防災工学講座
芳賀 弘和			Haga, Hirokazu	鳥取大学農学部生命環境農学科 緑地防災学研究室
久米 朋宣			Kume, Tomonori	九州大学
高梨 聡			Takanashi, Satoru	森林総合研究所 関西支所
高木 正博			Takagi, Masahiro	宮崎大学農学部フィールド科学教育研究センター
Forest soil science, Site evaluation and classification, Nutrient cycling		福澤 加里部	Fukuzawa, Karibu	北海道大学
		鳥山 淳平	Toriyama, Junpei	森林総合研究所 九州支所 森林生態系研究グループ
		大貫 靖浩	Ohnuki, Yasuhiro	森林総合研究所 東北支所
		館野 隆之輔	Tateno, Ryunosuke	京都大学フィールド科学教育研究センター
		廣部 宗	Hirobe, Muneto	岡山大学大学院環境生命科学研究科 森林生態学分野
		星崎 和彦	Hoshizaki, Kazuhiko	秋田県立大学生物資源科学部田圃環境科学科
		安部 哲人	Abe, Tetsuto	森林総合研究所 九州支所 森林生態系研究グループ
Silviculture and Plant Sciences Section	Silviculture, Vegetation dynamics, Production processes	酒井 敦	Sakai, Atsushi	森林総合研究所 四国支所
		梶本 卓也	Kajimoto, Takuya	森林総合研究所 東北支所
		國崎 貴嗣	Kunisaki, Takashi	岩手大学農学部 森林科学科
		飯尾 淳弘	Iio, Atsushi	静岡大学農学部附属 地域フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門
		今井 伸夫	Imai, Nobuo	東京農業大学 地域環境科学部森林総合科学科 森林生態学研究室
		中川 弥智子	Nakagawa, Michiko	名古屋大学大学院生命農学研究科森林生態生理学研究分野
		森本 淳子	Morimoto, Junko	北海道大学大学院農学研究院 森林生態系管理学研究室
		八木橋 勉	Yagihashi, Tsutomu	森林総合研究所 東北支所 □育林技術研究グループ
		大久保 達弘	Ohkubo, Tatsuhiko	宇都宮大学農学部森林科学科・森林生態学・育林学研究室
		井上 昭夫	Inoue, Akio	近畿大学農学部環境管理学科
		高田 克彦	Takata, Katsuhiko	秋田県立大学木材高度加工研究所
		香山 雅純	Kayama, Masazumi	森林総合研究所 植物生態研究領域
	Physiology and ecophysiology	小島 克己	Kojima, Katsumi	東京大学Qシア生物資源環境研究センター
		北尾 光俊	Kitao, Mitsutoshi	森林総合研究所植物生態研究領域
		磯田 圭哉	Isoda, Keiya	森林総合研究所 林木育種センター 遺伝資源部
		平岡 裕一郎	Hiraoka, Yuichiro	元 森林総合研究所林木育種センター育種部
Breeding and Biotechnology	上野 真義	Ueno, Saneyoshi	森林総合研究所森林遺伝研究領域	
	谷口 亨	Taniguchi, Toru	森林総合研究所森林バイオ研究センター森林バイオ研究室	
	小池 伸介	Koike, Shinsuke	東京農工大学大学院農学研究院森林生物保全学研究室	
Forest Health Section	Wildlife	加賀谷 隆	Kagaya, Takashi	東京大学大学院農学生命科学研究科 森林動物学研究室
		山崎 理正	Yamasaki, Michimasa	京都大学大学院農学研究科森林科学専攻森林生物学分野
		中村 克典	Nakamura, Katsunori	森林総合研究所東北支所
	Plant pathology	市原 優	Ichihara, Yu	森林総合研究所 関西支所 □生物多様性研究グループ
		菊地 泰生	Kikuchi, Taisei	宮崎大学医学部感染症講座
		奈良 一秀	Nara, Kazuhide	東京大学 新領域創成科学研究科
		田端 雅進	Tabata, Masanobu	森林総合研究所 □微生物生態研究室長
		竹内 祐子	Takeuchi-Kaneko, Yuko	京都大学大学院農学研究科
		本橋 慶一	Motohashi, Keiichi	東京農業大学国際農業開発学科

Journal of Forest Research 編集委員会 海外編集委員名簿

部門		氏名		所属
Socioeconomics, Planning, and Management Section	Forest policy and social sciences		Peter Blandon	Department of Business Studies, London Guildhall University
			Park Mi Sun	Seoul National University
	Landscape planning and design, Tourism	陳 小奇	Sheaucheng Cheng	USDA-Animal and Plant Health Inspection Service Plant Protection and Quarantine
Forest Environment Section	Forest soil science, Site evaluation and classification, Nutrient cycling		Chih-Yu Chiu	Research Center of Biodiversity, Academia Sinica
	Forest hydrology, Erosion control, Meteorology and hazards	李 胜功	Sheng-Gong Li	中国科学院地理科学与资源研究所 Synthesis Research Centre for Chinese Ecosystem Research Network, Chinese Academy of Sciences
Silviculture and Plant Sciences	Silviculture, Vegetation dynamics, Production processes		Thomas T. Lei	龍谷大学理工学部環境ソリューション工学科
			Wang Chuankuan	Northeast Forestry University
Forest Health Section	Wild life		Steve Demarais	Mississippi State University

2019年度 予算

2019年3月1日から2020年2月29日まで

科 目	日本森林学会 2018年度予算 (2018.3~2019.2)	2018年度決算 (2018.3~2019.2)	2019年度予算 (2019.3~2020.2)	備考
I 事業活動収支の部				
1.事業活動収入				
会費収入	23,870,000	23,721,592	23,700,000	※1、2018/9/1時点の会員数から推定
事業収入	4,545,000	4,786,300	4,783,000	
印刷物収入	4,225,000	4,046,500	4,044,000	※1
広告料収入	320,000	739,800	739,000	※1
印税収入	0	0	0	※1
大会事業費収入	11,250,000	10,879,142	12,985,000	2018/8/31時点、緑と水の森林ファンド90万 (公開シンポジウム費90万)、県コンベン ション補助、市コンベンション補助 緑と水の森林ファンド100万、大日本山学会 補助12万(いずれも高校生ポスター)
補助金等収入	1,120,000	1,103,623	1,120,000	
雑収入	822,000	1,020,702	822,000	※1
事業活動収入計	41,607,000	41,511,359	43,410,000	
2.事業活動費支出				
事業費支出	19,036,000	18,145,229	18,437,000	
会誌等刊行費支出	16,140,000	15,872,510	15,900,000	※1、冊子体保管費15万減、森林科学J-STAGE 移行手数料49万減、森林科学表紙デザイン費 9万
名簿刊行費支出	800,000	377,910	0	
企画費支出	50,000	0	50,000	※2
表彰費支出	300,000	175,185	300,000	※2
HP編集費支出	6,000	141,048	147,000	※1
ダイバーシティ推進費支出	70,000	24,458	150,000	※2、シンボ経費(8万)
プログラム編成費支出	0	0	100,000	2019年度から計上。
学術振興費支出	1,670,000	1,554,118	1,670,000	中等教育(高校生ポスター)112万、中等教 育委員会費10万、共催大会共催費30万、5月 開催シンポジウム15万
役員選挙費支出	0	0	120,000	※3
大会事業費支出	11,250,000	11,135,480	12,985,000	2018/8/31時点
林業遺産事業費支出	200,000	125,160	200,000	※2
管理費支出	12,159,000	12,595,820	12,633,000	
人件費支出	7,953,000	8,221,592	8,220,000	※1
福利厚生費支出	12,000	11,310	12,000	※3
会議費支出	1,275,000	1,682,260	1,700,000	※1
旅費支出	172,000	82,226	85,000	※1
通信搬費支出	350,000	160,324	209,000	※1
消耗品費支出	60,000	128,140	60,000	※3
新聞図書費支出	10,000	8,230	10,000	※1
諸会費支出	377,000	377,000	377,000	※1
支払手数料支出	355,000	394,858	400,000	※1
賃借料支出	890,000	881,280	890,000	※1
租税公課支出	470,000	330,000	350,000	※1
支払報酬料支出	220,000	248,400	250,000	※1
雑費支出	15,000	70,200	70,000	※1
事業活動支出計	42,645,000	42,001,689	44,255,000	
事業活動収支差額	△ 1,038,000	△ 490,330	△ 845,000	
II 投資活動収支の部				
1.投資活動収入				
特定資産取崩収入				
大会資産取崩収入	800,000	257,418	0	
名簿刊行積立資産取崩収入	800,000	800,000	0	
投資活動収入計	800,000	1,057,418	0	
2.投資活動支出				
特定資産繰入支出	370,000	370,064	370,000	
退職給付引当資産取得支出	370,000	370,000	370,000	
特別積立金引当資産取得支出	0	0	0	
名簿刊行積立資産取得支出	0	0	0	
大会開催引当資産取得支出	0	64	0	
投資活動支出計	370,000	370,064	370,000	
投資活動収支差額	430,000	687,354	△ 370,000	
III 財務活動収支の部				
1.財務活動収入				
財務活動収入計	0	256,338	0	
2.財務活動支出				
財務活動支出計	0	256,338	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 608,000	197,024	△ 1,215,000	
前期繰越収支差額	7,819,239	7,819,239	8,016,263	
次期繰越収支差額	7,211,239	8,016,263	6,801,263	

備考 ※1：2018年度決算を参照した ※2：2018年度予算を参照した ※3：2017年度決算を参照した

【報告事項4】内規の制定と改正

内規の制定：2-19 著作権内規

内規の改定：2-2 表彰規則運用内規、2-6 日本森林学会誌編集委員会内規、

2-11 会収入支出内規、2-15 林業遺産選定内規

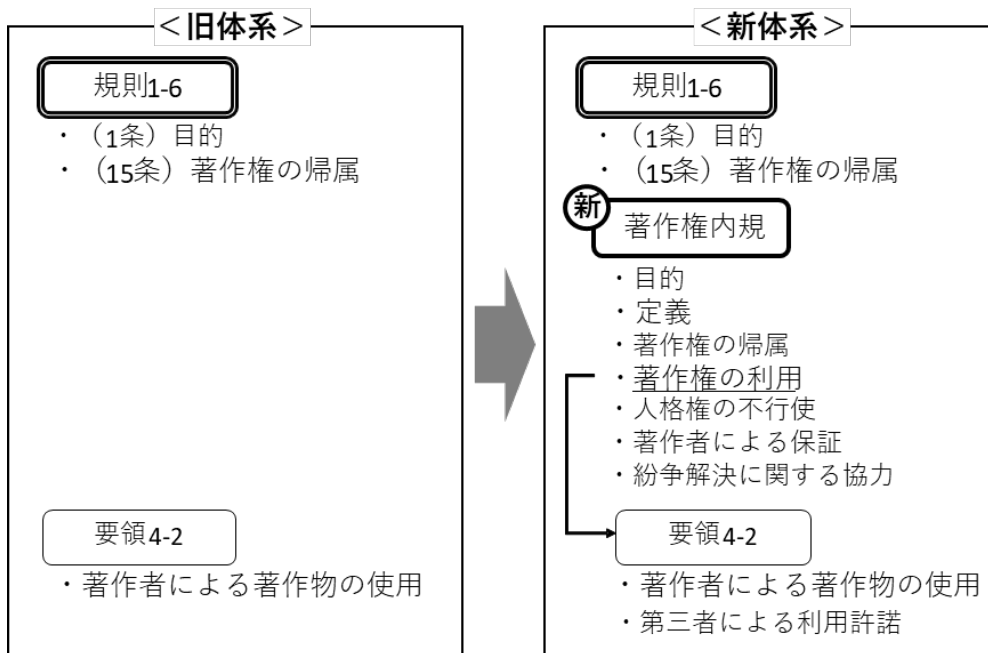
要領の改定：3-1 「日本森林学会誌」投稿要領、3-2 「日本森林学会誌」投稿規定、

3-3 Instructions for Contributors (Journal of Forest Research)、3-6 「森林科学」執筆要領

その他規約の改定：4-2 著作権における著者に許容される権利

○2-19 日本森林学会著作権内規の制定

森林学会が出版する出版物の著作権に関わる規定において、著作権の定義、第三者による利用許諾に関する基準、著作者人格権、著作者による保証、紛争解決に関する協力などが明確ではなく曖昧な点が多く存在した。そのため、著作権に関わる規定を整理したなかで、著作権の定義、著作権の帰属、著作権の利用、人格権の不行使、著作者による保証および紛争協力に関する協力について定めた著作権内規の制定が2018年第3回理事会で承認された。また、2019年第1回理事会において、要旨集やその他出版物に関して前身の林學會、日本林學會、日本林学会での出版物にも対応できるようにした改正が承認された。



2-19 日本森林学会著作権内規（全文）

第1条（目的）

本内規は、日本森林学会（以下「本学会」という）が刊行し情報発信する下記学会誌等に掲載された著作物の著作権の取り扱いに関して、取り決めるものとする。

記

1. Journal of Forest Research
2. 日本森林学会誌（その前身を含む）

3. 森林科学

4. 日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）の大会で発行された講演集・論文集・要旨集（但し、支部会によるものは除く）
5. その他、日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）によって発行された出版物（但し、支部会によるものは除く）

第2条（定義）

本内規において使用する用語の定義は以下のとおりとする。著作権とは著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利とし、著作者人格権とは、著作権法第19条第1項および同第20条第1項に規定する権利をいい、著作物とは、前条に定めた学会誌等に掲載された巻頭言、論文、解説記事、資料及び書評等を指し、著作権法第2条第1項第1号が定めるところの著作物と同一の意味を有し、著作者とは、著作物を創作した者とする。

第3条（著作権の帰属）

本学会の刊行物への掲載が決定された記事、論文等の著作権は、本学会単独であるいは本学会の定める出版社と共同で、原則として本学会に帰属するものとする。著作者から本学会への著作権の譲渡については、掲載誌の投稿要領および著作権譲渡承諾書の記載に定める。但し、オープンアクセス出版においては、著者によるAPC（論文出版処理費用）の支払いを条件に論文等の著作権は著作者に帰属する。

第4条（人格権の不行使）

著作者は、著作権（財産権）を構成するすべての権利について、本学会および本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

第5条（著作権の利用）

第三者が本学会に帰属する著作物の著作権を利用する場合は、要領「刊行物における第三者の二次利用ガイドライン」に定める方法により、本学会に申請しその許諾を得るものとする。ただし、著作者自身がその著作物を利用する場合は、要領4-2「著作物における著者に許容される権利」および著作権譲渡承諾書の記載に定める。

第6条（著作者による保証）

著作者は、①著作物が第三者の著作権、知的財産権、その他一切の権利を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではないこと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。なお、著作者は、著作物において他の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

第7条（紛争解決に関する協力）

著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処する。

#### 第8条（内規の変更）

この内規を変更する場合は、理事会に諮って定めるものとする。

#### 附則

1. 著作権に関し、本規定に定められていない事項については著作権法に拠る。
2. 本規定の実施に関して必要となる条項については、それぞれ関連の要領やガイドライン等に定めるものとする。

2018年9月28日制定

2019年4月18日改正

### ○要領4-2 著作権における著者に許容される権利の改正

上述の著作権内規の制定とともに、著作者および第三者による著作権の利用について、要領4-2に明記する改正が2018年度第4回理事会および2019年度第2回メール理事会で承認された。但し、「4講演要旨集等」と「5その他出版物」については、過去の著作物に対する著作権の譲渡についてウェブサイトなどで告知を完了した後に、本改正を発効する。

#### 要領4-2 著作者および第三者による著作権の利用（全文）

2011年6月15日制定

2016年4月26日改正

2017年9月14日改正

2018年12月10日改正

2019年〇月〇日改正

一般社団法人日本森林学会は、日本森林学会著作権内規に基づいて、学会が刊行する学会誌等の著作者および第三者による著作権の利用について以下の通り定める。

#### 1. Journal of Forest Research（略称 JFR）

1) JFR の学術論文（original article, review, short communication を含む。以下同様）のうち、8巻～21巻に掲載されたものについては本学会と Springer 社が copyright（著作権）を共有している。1～7巻および22巻以降については学会が著作権を単独で保有している。ただし、下の3)に示すオープンアクセス出版による学術論文の著作権は、著作者による APC（論文出版処理費用）の支払いを条件に著作者に帰属する。

2) JFR の学術論文の全体または一部を利用する者は、掲載巻および当該学術論文の著作者あるいは第三者の別にかかわらず、当該学術論文の利用に関する手続き（Request



permissions) を代行している出版社を通じて申請し、利用のライセンス(License)を取得するものとする。Request permissions では、利用者は当該学術論文の Copyright Clearance Center's RightsLink®から著作権を利用する License を取得する。

- 3) 著作者は著作権のオプション (Copyright Options) として、APC (論文出版処理費用) を支払うことにより Accept から掲載までの間にオープンアクセス出版を選択することができる。オープンアクセス出版の学術論文については、上記 2) の規定にかかわらず、著作者も第三者もクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(Creative Commons License) に従って、当該学術論文を利用するものとする。

オープンアクセス出版でない学術論文については、上記 2) の規定にかかわらず、当該学術論文の著作者には、Copyright Clearance Center's RightsLink®のシステム内に定められた基準に沿って、学会の許諾を得なくても一定の著作権の利用を認めるものとする。なお、著作者は、利用にあたっては出典を明記するものとする。

## 2. 日本森林学会誌

- 1) 著作者は、当該著作者の学術論文 (原稿種別の論文、総説、短報、その他を含む。以下同様) の全体または一部を利用する場合 (第三者に利用を許諾する場合を含む。)、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
- 2) 本学会は、当該学術論文の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。
- 3) 上記 1) の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の学術論文を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。
- (1) 科学技術情報発信・流通総合システム (J-STAGE) において、著作物の当該 PDF が非会員向けに公開された後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した学術論文を掲載する場合 (機関リポジトリへの保存及び公開を含む。)。別刷を購入した著作者に提供される当該 PDF を非会員向け公開前に配布する場合は、著作者から他者への個人的な配布に限り認めるものとする。
  - (2) 著作権法第 30 条から第 50 条 (著作権の制限) において許容された利用
  - (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
  - (4) 著作者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
  - (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合
- 4) 学会は、第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。
- 5) 上記 1) から 4) までは、過去に遡って適用するものとする。

### 3. 森林科学

- 1) 著者は、当該著者が創作した著作物（特集、コラム、シリーズ、記録、Information、その他を含む。以下同様）の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。
- 2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著者からの申請を許諾する。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、著者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。
  - (1) 科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）において、著作物の当該PDFが非会員向けに公開された後に、著者個人又は著者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）。会員限定公開期間内に利用したい場合はPDF別刷りを購入する。
  - (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
  - (3) 著者自身が講演者として行う講義・講演での資料
  - (4) 著者自身が出席する会議、ミーティングでの資料
  - (5) 著者自身が自己の学位論文に使用する場
- 4) 学会は、第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。
- 5) 上記1)から4)までは、過去に遡って適用するものとする。

### 4. 日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）の大会で発行された講演集・論文集・要旨集（但し、支部会によるものは除く）

- 1) 著者は、当該著者が創作した著作物の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ここでの著作物とは、日本森林学会の大会で発行された紙および電子媒体の講演集・論文集・要旨集に掲載されているものすべてを指す。
- 2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著者からの申請を許諾する。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、著者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。
  - (1) 科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）において、著作物の当該PDFが非会員向けに公開された後に、著者個人又は著者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトにおいて、自ら創作した著作物を掲載する場合（期間リポジトリへの保存及び公開を含む）

- (2) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
- (3) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (4) 著作者自身が出席する会議や打ち合わせの資料
- (5) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合
- 4) 本学会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。
- 5) 上記1) から4) までは、過去に発行された講演集・論文集・要旨集も含め、遡って適用するものとする。
5. その他、日本森林学会（林學會、日本林學會、日本林学会を含む）によって発行された出版物（但し、支部会によるものは除く）（新設）
- 1) 著作者は、当該著作者が創作した著作物の全体または一部を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、本学会に申請し、その許諾を得るものとする。ここでの著作物とは、本学会が発行した全ての出版物を指す（但し、支部会によるものは除く）。
- 2) 本学会は、当該著作物の利用が、学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める著作者からの申請を許諾する。
- 3) 上記1) の規定にかかわらず、著作者は、次に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく自身の著作物を利用できるものとする。なお、利用にあたっては出典を明記する。
- (1) 著作権法第30条から第50条（著作権の制限）において許容された利用
- (2) 著作者自身が講演者として行う講義・講演での資料
- (3) 著作者自身が出席する会議や打ち合わせの資料
- (4) 著作者自身が自己の学位論文に使用する場合
- 4) 本学会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、学会が適当と認めたものについて要請に応じることができる。
- 5) 上記1) から4) までは、過去に遡って適用するものとする。

## ○2-2 日本森林学会表彰規則運用内規の改正

学会各賞の候補業績が連名の場合に、署名または記名捺印した共著者の承諾書の原本提出が必要となっているが、共著者からの承諾書を承諾書またはスキャンしたデジタルファイルでの提出を可能とするための表彰規則運用内規の改訂が2018年度第3回理事会で承認された。また、学会各賞に応募の活性化を図るため、これまで2名の推薦が必要であったが、自薦他薦を問わず1名の推薦者で可とする改正が2019年第1回理事会で承認された。

### 2-2 日本森林学会表彰規則運用内規（抜粋）

（選考手続き）

4-1)

(3) 候補業績の別刷り等を添付（日本森林学会賞、日本森林学会奨励賞、日本森林学会学生奨励賞）、共著の場合は共著者の承諾書（A4版1枚）または原本をスキャンしたデジタルファイル

2) 推薦者は、主推薦者及び副推薦者の2名を必要自薦または他薦1名によるものとする。

2018年9月28日改定

2019年4月18日改定

## ○2-11 日本森林学会収入支出内規の改正

学生会員から一般会員への会員種別変更の際に口座引き落としの手続きをとった会員に対する特別割引制度を試行するための内規の改正（会費特別割引制度の追記）が2019年度第1回理事会で承認された。なお、本内規の改正は、本総会において「第3号議案」日本森林学会会員規則の改正および特別割引制度の試行が承認された後に発効する。

### 2-11 日本森林学会収入支出内規（抜粋）

I. 収入内規

10. 会費特別割引制度

(1) 学生会員がポスドクなどに就職した際に退会することを回避することを目的に、本制度を制定する。

(2) 当該年度の前年度2月末日までに納入した学生会員が会員種別の変更を行う際に、年会費の口座引き落としの手続きを行った場合、当該年度の翌年からの2年間の年会費を学生会員と同額とする。

(3) 本制度は、2020～2023年度に学生会員から一般会員に変更する会員を対象に試行する。2024年度以降に学生会員から一般会員に変更する会員の取り扱いを2022年度に検討する。

2019年5月28日改正

## ○2-15 日本森林学会林業遺産選定内規の改正

林業遺産の地区推薦委員について、地域によっては担当範囲が広く1名では対応できないため、地区推薦委員をこれまでの各代議員選挙区から1名から1名ないし2名へ変更する改正が2019年第1回理事会で承認された。

### 2-15 日本森林学会林業遺産選定内規（抜粋）

（地区推薦委員）

第6条 林業遺産の候補推薦を促進する目的から、日本森林学会選挙規則第5条に定める代議員選挙区6地区（北海道、東北、関東、中部、関西、九州）において、それぞれ地区に所在する学生会員1名ないし2名を林業遺産地区推薦委員として指定指名する。

2. 地区推薦委員の任期は2年とし、各地区代議員の推薦に基づき会長が指名委嘱する。

2019年4月18日改定

## ○2-6 日本森林学会誌編集委員会内規の改正

2015年以降日本森林学会の総会開催時期が3月から5月からに変更され、現在、日林誌担当理事・主事もそれに合わせて交代するようになっている。森林学会誌編集委員の交代もそれに合わせて行うようにすることが適切と考えられるため、内規の改正案を2019年度第1回理事会（4月19日）で提案し、承認されたので報告する。

なお、本内規で使用されている「投稿要領」については、本総会で日本森林学会学会誌等刊行規則の改正案をご承認されれば「投稿規定」に置き換えることとする。

### 2-6 日本森林学会誌編集委員会内規（抜粋）

1. 任務
  
2. 編集委員会内規、投稿要領規定、執筆要領及び著作権における著者に許容される権利の改定に関する審議と理事会への提案、編集方針の改定に関する審議、決定と理事会への報告、並びに申し合わせ等の制定及び改廃に関する審議と決定
  
4. 構成員の任期
3. 編集委員
 

2年1期（委嘱期間：~~4~~6月1日から2年後の~~4~~5月31日まで）とし、任期は2期として、2年ごとの半数交代を原則とする。ただし、再任を妨げない。
  
7. 編集委員の交代
3. 退任する編集委員は、退任年の~~4~~3月31日までに6. 1.に定める後任の推薦を行うことを原則とする。
  
8. 改定
 

1. この内規の改定は、編集委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。  
 2011年6月15日制定  
 2011年12月16日改定  
 2019年4月18日改定

## ○3-1 「日本森林学会誌」投稿要領の改正

日林誌に投稿される原稿には、内容的に短報が相応しいにもかかわらず論文として投稿されるものがあり、これは、短報の基準が著者にはわかりにくい箇所に記述されているためと考えられる。そこで、日林誌に投稿しようとしている著者が最初に確認する投稿要領（投稿規定）の「原稿種別」の箇所に、どのような研究成果を短報とすべきかについて記述を加えるための投稿要領（投稿規定）の改正、および日林誌に投稿される人文社会科学系の原稿においては、情報量が大きくなり、現行での論文の最長頁数（6頁×1.5=9頁）では収まらない可能性がある。そこで、日林誌への積極的な投稿数を促すためにこの制限を緩和し、最長で論文（8頁×1.5=12頁）、短報（6頁×1.5=9頁）、総説（12頁×1.5=18頁）とする改正が、2019年度第1回理事会（4月18日）で承認された。

### 3-1「日本森林学会誌」投稿規定（抜粋）

3. **原稿種別** 原稿は論文，総説，短報，その他とし，和文とする。

なお，短報とは，国内外の調査報告・事例報告，樹病の症例報告，新規性がありかつ公表の緊急性が高いもの，新たに開発された研究方法や機械の紹介，既成の知見を確認する報告や貴重な測定結果などとする。たとえば，長期にわたる調査観察・計測データの紹介・中間報告なども含まれる。

その他は特集の巻頭言，書評，シンポジウムの記録等とする。

5. **頁数制限** 原稿の長さは原則として，すべてを含む刷り上がりが論文は68ページ以内，総説は1012ページ以内，短報は6ページ以内，その他は4ページ以内とする。やむをえない場合に限り，論文，総説，短報については規定ページ数の1.5倍まで認め，超過分については著者の負担（1ページごとに30,000円）とする。

(2019年4月23日改定)

### ○3-2「日本森林学会誌」執筆要領の改正

日本森林学会誌投稿要領（投稿規定）に原稿種別の説明を加えるのに伴い，日本森林学会誌執筆要領からは当該の説明を削除すること，また，共著者の人数や表題の長さによって英文要旨の実質的な最大語数が左右されるという不合理さを解消するための執筆要領の改正が2019年度第1回理事会（4月18日）で承認された。

### 3-2「日本森林学会誌」執筆要領（抜粋）

1. 原稿の形式は次のとおりとする。

**論文，総説，短報**は，(1)表紙として，原稿種別，表題，簡略表題（ランニングタイトル，25字以内），著者名（姓名略さず），所属，所在地（著者が複数の場合，共著者全員の所属と所在地を明記），いずれも和英併記（ただし，簡略表題は和文のみ），および連絡先著者の電子メールアドレス，(2)要旨および5語以内のキーワード，いずれも和文と英文で記載，(3)本文，(4)引用文献，(5)図の題と説明，(6)図，(7)表，(8)電子付録（付図・付表など）をそれぞれ別紙に記載する。謝辞がある場合は本文の最後に記述する。

**その他**は特集の巻頭言，書評，シンポジウムの記録などで，特に形式を定めない。ただし，表題の前に巻頭言などの種類を記載すること。

なお，短報とは，新規性がありかつ公表の緊急性が高いもの，新たに開発された研究方法や機械の紹介，既成の知見を確認する報告や貴重な測定結果などとする。たとえば，国内外の調査報告・事例報告，樹病の症例報告，長期にわたる調査観察・計測データの紹介・中間報告なども含まれる。

2. **表題**は「……に関する研究」や「……について」などの表現は避ける。

3. **和文要旨**は，論文と総説については500字以内，短報については400字以内とする。

**英文要旨**は，冒頭に著者名，表題，“J Jpn For Soc”，空白（約15文字分）を付加し，これらを含めて，論文と総説については250単語以内，短報については200単語以内とする。要旨中では図・表・電子付録・文献・数式などの引用は避け，改行しない。

(2019年4月23日改定)

### ○3-3 Instructions for Contributors (Journal of Forest Research)の改正

JFRの投稿者向けの情報として、①T&F社のJournal of Forest Researchのウェブサイト上のAims and Scope, Instructions for Authors, Style guidelineと、②日本森林学会のウェブサイトにある規則集(3-3 Instruction for contributors (JFR)および3-4 Manuscript preparation (JFR))があり、一部が統一されていないため、これらをT&F社のものに統一し、それを正規の投稿規定・執筆要領に相当するものとして位置付け、学会ウェブサイト上の3-3 Instructions for Contributors (JFR)からはT&F社のJournal of Forest Researchのウェブサイトを参照するように示し、3-4 Manuscript preparation (JFR)を廃止する改正が2018年度第3回理事会で承認された。

#### 3-3 Instructions for Contributors (Journal of Forest Research) (全文)

JFRのウェブサイト (<https://www.tandfonline.com/toc/tjfr20/current>) に掲載されている Instruction for Authors を参照すること。

(Revised on Mar. 27, 2008)

(Revised on Dec. 22, 2016)

(Revised on July 1, 2018)

### ○3-6 「森林科学」執筆要領の改正

これまで紙面の節約を目的として引用文献のタイトル省略を認めてきたが、J-stageで当該引用文献に自動リンクが付与される確率が下がることが判明したため、引用文献のタイトルを原則表記することとする執筆要領の改訂が2018年度第3回理事会で承認された。また、ウェブページの引用方法を新たに定める改正が2018年第4回理事会で承認された。

#### 3-6 「森林科学」執筆要領 (抜粋)

<引用文献記載例>

Ochiai Y, Okuda S, Sato A (1994) The influence of canopy gap size in soil water conditions in a deciduous broad-leaved secondary forest in Japan<sup>†</sup>. J Jpn For Soc 76: 308-314

<sup>†</sup>紙幅が足りない場合は、タイトルの省略を認める。

d. ウェブページの場合

Nair MNB (2003) Gum tapping in *Sterculia urens* Roxb. (Sterculiaceae) using ethephone.

Paper submitted in XII World Forestry Congress 2003, Quebec, Canada.

<http://www.fao.org/docrep/ARTICLE/WFC/XII/0148-B4.HTM> (2017年12月15日確認)

林野庁 (2017) 平成28年木質バイオマスエネルギー利用動向調査.

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokusitu\\_biomass/index.html](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokusitu_biomass/index.html) (2018年4月24日確認)

2018年9月28日改定

2018年12月10日改定

## 【追加資料】

## ○2-19 日本森林学会著作権内規の改正

2018年度第4回理事会及び2019年度第3回理事会において、要領4-2の改正を行い著作者自身及び第三者による著作権の利用について明記し、名称も「著作権における著者に許容される権利」から「著作者および第三者による著作権の利用」へ変更した。この改正に伴い、著作権内規を整合させる必要があるため、以下の通りの改正が2019年度第2回理事会(5月28日)で承認された。

## 新旧対照表

改正案	現行
<p>第5条（著作権の利用）</p> <p><u>著作者および第三者</u>が本学会に帰属する著作物の著作権を利用する場合は、要領4-2「<u>著作者および第三者による著作権の利用</u>」に定める方法により、本学会に申請しその許諾を得るものとする。</p> <p>令和元年5月28日改正</p>	<p>第5条（著作権の利用）</p> <p>第三者が本学会に帰属する著作物の著作権を利用する場合は、<u>要領「刊行物における第三者の二次利用ガイドライン」</u>に定める方法により、本学会に申請しその許諾を得るものとする。<u>ただし、著作者自身</u>がその著作物を利用する場合は、<u>要領4-2「著作物における著者に許容される権利」および著作権譲渡承諾書の記載</u>に定める。</p>

## 改定案（見え消し版）

<p>第5条（著作権の利用）</p> <p><u>著作者および第三者</u>が本学会に帰属する著作物の著作権を利用する場合は、<u>要領4-2「刊行物における第三者の二次利用ガイドライン」</u>著作者および第三者による著作権の利用」に定める方法により、本学会に申請しその許諾を得るものとする。<u>ただし、著作者自身</u>がその著作物を利用する場合は、<u>要領4-2「著作物における著者に許容される権利」および著作権譲渡承諾書の記載</u>に定める。</p>
--



【報告事項5】第131回学術大会および第132回学術大会の準備状況

(1) 第132回学術大会の準備状況

2019年度第1回理事会(4月18日)において、関東森林学会の推薦により第132回(2021年)大会の開催機関を東京農工大学とし、大会運営委員長を土屋俊幸会員(東京農工大学)に委嘱することが承認された。

(2) 第131回学術大会の準備状況

大会運営委員会委員長 竹中千里  
(総務担当 戸丸信弘)

1. 大会の開催日程

	午前	午後
2020年 3月27日(金)	口頭発表	口頭発表・各種委員会
3月28日(土)	受賞式・受賞者講演・ ポスター発表	公開シンポジウム・ ポスター発表・懇親会
3月29日(日)	口頭発表・ポスター発表	口頭発表・ポスター発表
3月30日(月)	関連研究集会	関連研究集会

2. 大会開催場所

名古屋大学東山キャンパス全学教育棟・豊田講堂(愛知県名古屋市千種区不老町)

3. 公開シンポジウムの内容と準備状況

■ テーマ(仮)

人と森林とSDGs—東アジアからの報告

- 概要(予定): 現在、様々な分野でSDGsが注目されているが、森林の分野においても、SDGsは環境保全や生物多様性、気候変動など森林の多面的な機能を効果的に維持していくための重要な視点となっている。シンポジウムでは、2020年という愛知目標の目標年という節目の年に、SDGsの視点から、日本・中国・韓国での行政や市民による森林管理、地域社会やそこに住む人々の森林への関わりについて紹介し、東アジアの国々が、今後SDGsを視野に入れながら、どのように森林管理に取り組んでいくべきか考えてみたい。シンポジウムでは、日本・中国・韓国の研究者および企業人の4名が発表者として、1名(日本人)がコメンテーターとして登壇する予定である。

■ 会場: 豊田講堂ホール

- 準備状況: 緑水ファンドへの予算を申請予定。中国人と韓国人の発表者の選出を打診中。日本人の発表者とコメンテーターは快諾済。

## 4. 大会収支予定

第131回森林学会大会予算案（2019年5月17日）						
						作成：会計担当 山本一清
収入						7,930,000
					助成金込	8,830,000
	費目	数量	消費税込	消費税抜	消費税額	税込収入
	大会参加費					
	一般前払い	750	6,000	5,556	333,000	4,500,000
	学生前払い	250	3,000	2,778	55,500	750,000
	一般当日	80	7,000	6,481	41,520	560,000
	学生当日	20	4,000	3,704	5,920	80,000
	企業広告料、展示量	15	30,000	27,778	33,330	450,000
					小計	6,340,000
	懇親会費					
	一般前払い	170	6,000	5,556	75,480	1,020,000
	学生前払い	30	4,000	3,704	8,880	120,000
	一般当日	50	8,000	7,407	29,650	400,000
	学生当日	10	5,000	4,630	3,700	50,000
					小計	1,590,000
消費税合計					586,980	
助成金	緑と水の森林ファンド	1	900,000	833,333	66,667	900,000
支出						8,830,000
	費目	数量	単価（税込）			税込支出
	会場使用料		0			0
	シンポジウム予算	1	900,000			900,000
	懇親会費					
	コース代金	300	5,500			1,650,000
	学生アルバイト	180	6,400			1,152,000
	会場設営					
	設営会社委託分		1,600,000			1,700,000
	発表会場機器レンタル					
	看板		50,000			
	会場案内図		50,000			
	弁当代	250	800			200,000
	湯茶代		50,000	一式		50,000
	各種印刷代		300,000	一式		300,000
	郵送費		50,000	一式		50,000
	講演集		1,000,000	一式		1,000,000
	Web登録料		1,400,000	一式		1,400,000
	保育室		400,000	一式		400,000
	消耗品・その他諸経費		28,000	一式		28,000

# 一般社団法人 日本森林学会 「林業遺産」 2018年度 4件を選定しました

## 事業の背景と経緯

日本各地の林業は、地域の森林をめぐる人間の営みの中で編み出され、明治期以降は海外の思想・技術も取り入れながら、大戦期の混乱を経て今日に至るまで、多様な発展を遂げてきました。

日本森林学会では、学会100周年を契機として、こうした日本各地の林業発展の歴史を、将来にわたって記憶・記録していくための試みとして、「林業遺産」選定事業を2013年度から開始致しました。

6年目となった2018年度は、全国各地から計7件の応募があり、そのうち4件を林業遺産(登録No.32～35)として認定しました。選定結果は、2019年5月28日の日本森林学会定時総会に併せて公表され、認定証・記念品が各件の所有者・管理者等に贈呈されました。

## 問い合わせ先など

事業推進責任者：日本森林学会 会長 黒田 慶子

林業遺産選定委員長 佐藤 宣子

広報責任者：日本森林学会 総務理事 玉井 幸治

林業遺産選定委員会 事務局委員 當山 啓介

学会事務局：〒102-0085 東京都千代田区六番町7 日林協会館内

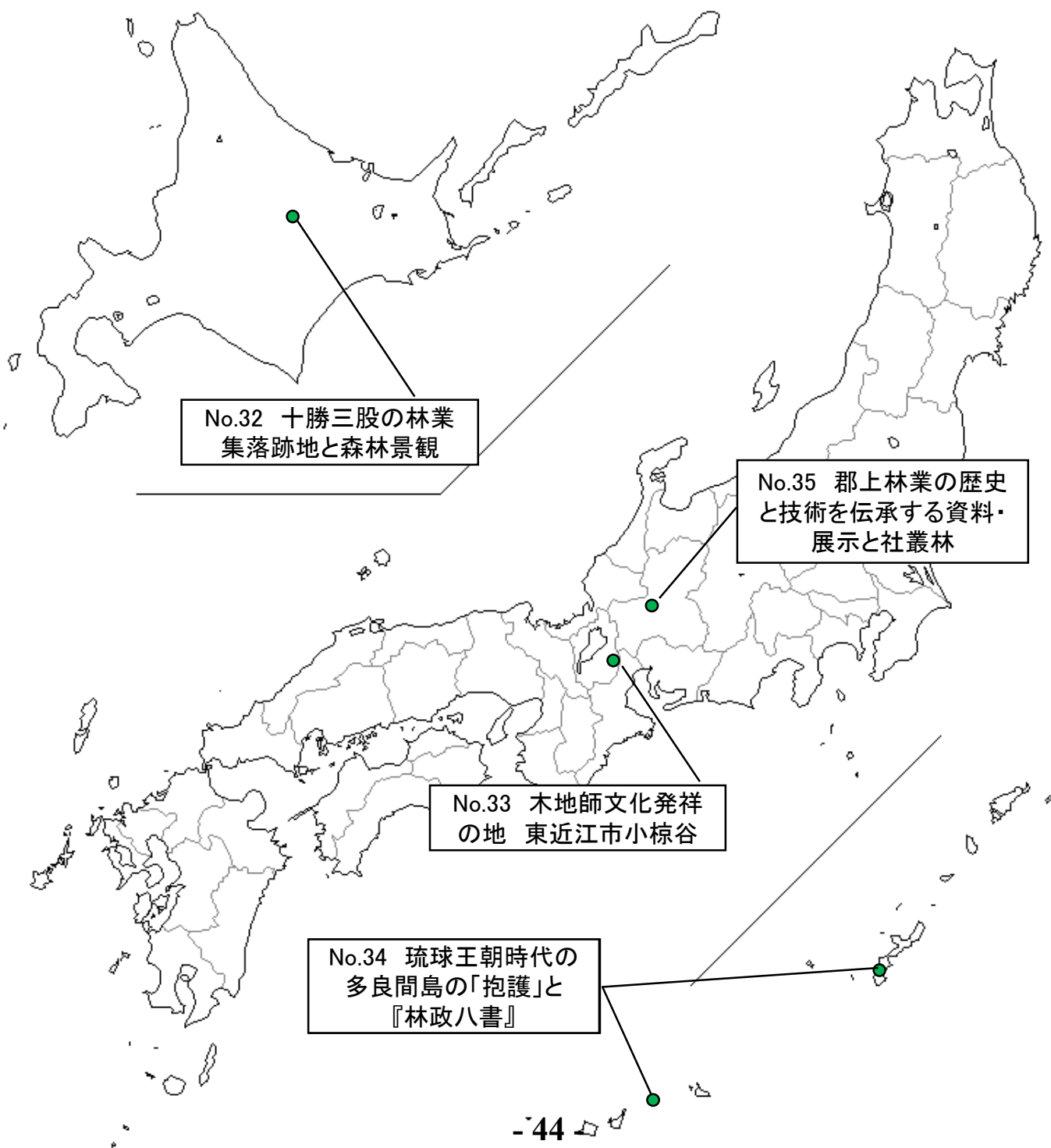
Tel&Fax:03-3261-2766

...詳細情報については、学会ウェブサイト「林業遺産」もご参照下さい。

<http://www.forestry.jp/activity/forestrylegacy/>

今回の選定により、これまで登録された林業遺産は35件となりました。  
2019年度以降も当事業は継続して参りますので、各地からの積極的な応募推薦をお待ちしております。

## 2018年度林業遺産 登録No.32～35 所在地図



# 2018年度林業遺産選定結果と主な内容

(日本森林学会2019年定時総会資料)

登録番号	対象名	分類・形式	成立年代	所在地	所有・管理者	説明
32	十勝三股の林業集落跡地と森林景観	林業跡地、林業景観	1920年代	北海道河東郡上士幌町十勝三股	林野庁北海道森林管理局 十勝西部森林管理署 東大雪支署	天然林の伐採とともに歩んできた北海道の開拓と林業の歴史を端的に示す、大規模林業集落跡地および原生と人為が織りなす森林景観
33	木地師文化発祥の地 東近江市小椋谷	林業発祥地、建造物、技術体系、道具類、資料群	平安時代	東近江市君ヶ畑町、蛭谷町、政所町、箕川町、黄和田町、九居瀬町	東近江市、君ヶ畑町自治会、蛭谷町自治会、政所町自治会、箕川町自治会、黄和田町自治会、東近江市永源寺森林組合	轆轤の使用をはじめとする独特の技術・習慣・制度を古来より継承してきた木地師文化の中心地
34	琉球王朝時代の多良間島の「抱護」と『林政八書』	林業景観、技術体系	「抱護」: 18世紀(1742年頃)、『林政八書』: 明治18(1885)年	「抱護」: 沖縄県多良間村字仲筋、字塩川 『林政八書』: 沖縄県浦添市(林政八書研究会)	「抱護」: 多良間村教育委員会、仲筋字会、塩川字会 『林政八書』: 林政八書研究会	琉球王朝時代における蔡温の思想に基づく風土に根差した独自の森林施業法と林業政策が編纂された『林政八書』と、その施業法によって今も人々を護る「抱護」の樹林帯
35	郡上林業の歴史と技術を伝承する資料・展示と社叢林	道具類・資料群、林業景観	およそ1820年代～1950年代	岐阜県郡上市美並町高砂	「美並ふるさと館」(郡上市教育委員会)、星宮神社	19世紀初頭から続く郡上の育成林業の姿を今に伝える資料・展示および高齢林

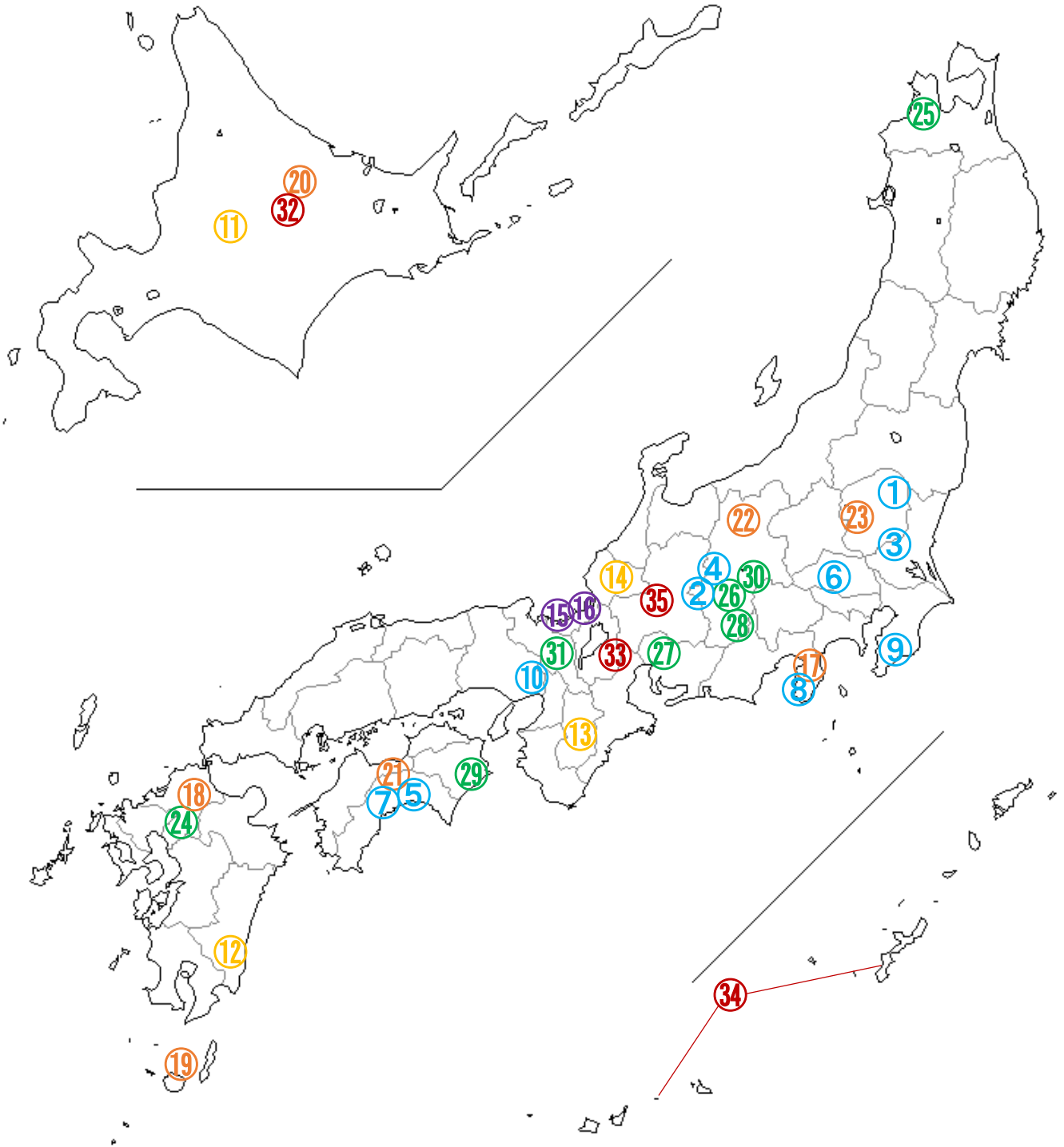
# 全林業遺産(2013～2018年度)リスト

日本森林学会2019年定時総会資料

年度	No.	対象名	都道府県
2013	1	「太山の左知」をはじめとした興野家文書	栃木
	2	旧木曾山林学校にかかわる林業教育資料ならびに演習林	長野
	3	全国緑化行事発祥の地	茨城
	4	木曾森林鉄道(遺産群)	長野
	5	四国森林管理局保存の大正～昭和初期の林業関係写真	高知
	6	飯能の西川材関係用具	埼玉
	7	いの町の森林軌道跡	高知
	8	東京大学樹芸研究所岩樟園クスノキ林	静岡
	9	大学演習林発祥の地:浅間山(千葉県鴨川市)	千葉
	10	猪名川上流域の里山(台場クヌギ林)	兵庫
2014	11	天然林施業実践の森「東京大学北海道演習林」	北海道
	12	飢肥林業を代表する弁甲材生産の歴史	宮崎
	13	吉野林業	奈良
	14	越前オウレンの栽培技術	福井
2015	15	若狭地域に継承された 研磨炭の製炭技術	福井
	16	若狭地域の里山における熊川葛の生産技術	福井
2016	17	伊豆半島の森林史に関する資料	静岡
	18	小石原の行者杉	福岡
	19	屋久島の林業集落跡及び森林軌道跡	鹿児島
	20	蒸気機関車「雨宮21号」と武利意・上丸瀬布森林鉄道遺構群	北海道
	21	初代保護林 白髪山天然ヒノキ林木遺伝資源保存林	高知
	22	木曾式伐木運材図会	長野
	23	足尾における治山事業による緑の復元	栃木
2017	24	矢部村における木馬道と木場作林業	福岡
	25	我が国初の森林鉄道「津軽森林鉄道」遺構群及び関係資料群	青森
	26	旧帝室林野局木曾支局庁舎および収蔵資料群	長野
	27	日本近代砂防の祖・諸戸北郎博士の設計による溪間工事建造物群	愛知
	28	遠山森林鉄道の資料および道具類・遺構群	長野
	29	海部の樵木林業	徳島
	30	進徳の森と中村弥六の関連資料群	長野
	31	北山林業	京都
2018	32	十勝三股の林業集落跡地と森林景観	北海道
	33	木地師文化発祥の地 東近江市小椋谷	滋賀
	34	琉球王朝時代の多良間島の「抱護」と『林政八書』	沖縄
	35	郡上林業の歴史と技術を伝承する資料・展示と社叢林	岐阜

# 全林業遺産(2013～2018年度)地図

- 2013年度
- 2014年度
- 2015年度
- 2016年度
- 2017年度
- 2018年度





# 十勝三股の林業集落跡地と森林景観

(とかちみつまたのりんぎょうしゅうらくあととしんりんけいかん)



当時の集落(出典:上士幌町地域の宝探しの会(2007)『十勝三股物語』)



三国峠からの樹海景観

大雪山国立公園内に位置する十勝三股は、昭和30-40年代の最盛期には約1500人の人口を擁した大規模林業集落であり、東大雪の大森林を伐採活用する一大拠点であった。

馬車鉄道や冬季の馬搬などによる伐採搬出(特に官行斫伐)事業は、昭和14年に国鉄十勝三股駅の開業にともなって本格化し、戦後敷設の音更森林鉄道が活躍した。昭和29年に甚大な被害をもたらした洞爺丸台風の風倒木処理が一段落した後は、伐採搬出事業・集落ともにその規模を急速に縮小させていった。

広大な集落跡地には森林鉄道や土場の跡が残っており、往年の活況を偲ばせる。音更森林鉄道跡の先には伐木事業所跡が残る。

また、利用の対象であったこの東大雪の森林は、三国峠からの樹海景観や洞爺丸台風の風倒被害地固定試験地を内包しており、原生自然と人為がコントラストをなす森林景観を見て取ることができる。

このように、原生的な天然林の伐採とともに歩んできた北海道の開拓と林業の歴史を端的に示す貴重な地域であることから、林業遺産に選定する。

**認定対象:** 上士幌町十勝三股における以下の要素。

【林業跡地】森林鉄道跡・土場跡・伐木事業所跡を含む林業集落跡

【林業景観】東大雪山の原生的景観・三国峠からの樹海景観・台風被害地固定試験地を含む、面積約5286ha

**所在:** 北海道河東郡上士幌町十勝三股



# 木地師文化発祥の地 東近江市小椋谷

(きじぶんかはっしょうのち ひがしおうみしおぐらだに)



木地師の作業の様子



氏子駈帳

木地師(木地屋)とは主に、轆轤(ろくろ)を用いて椀・盆などを作る木工職人のことを指す。轆轤の使用だけでなく樹木伐採や木工の一連の過程で独特の道具と技術を保有し、良材を求めて各地を渡り歩くという特殊な職能集団であった。木地師は、平安時代初期に東近江市の小椋谷に隠遁して村人に轆轤技術を伝えたと伝承される惟喬親王を祖神とし、小椋谷を出自の地とする帰属意識を広く共有していた。特に小椋谷の君ヶ畑、蛭谷においては、全国の木地師を把握し統括する氏子狩(氏子駈)を行って金銭を徴収する一方、手形・免状・鑑札・神札等を発行して、諸国で樹木伐採や搬出、移動を行うことに権威付けをすることで、木地師社会の保護を担った。

このように東近江市小椋谷は、独特の技術・習慣・制度を古来より継承してきた木地師の文化の中心地と考えられ、関連する貴重な建造物・技術・道具類・資料群が残されている。なお、何をもって「文化発祥」と見なすかは学術的な定説にはいたっていないが、継続的な研究と伝統を地域として引き継いでいく高い意欲が認められるため、林業遺産に選定する。

**認定対象:** 東近江市小椋谷地域における以下の要素。

木地師の歴史・文化・信仰を表わす建造物、継承される轆轤技術、木地師が使用した道具類、木地師に関連する資料群

**所在:** 東近江市君ヶ畑町、蛭谷町、政所町、箕川町、黄和田町、九居瀬町

# 琉球王朝時代の多良間島の「抱護」と『林政八書』

(りゅうきゅうおうちょうじだいのたらまじまの「ほうご」と「りんせいほっしょ」)



多良間島の「抱護」



『林政八書』(林政八書研究会所有)

18世紀の琉球王国で三司官(宰相)として活躍した蔡温は、強大な力を誇る清や島津藩の強い影響下にある琉球王国の国力を充実させる政策として、林業を重視した。琉球の風土に適した諸施策を考案、実施し、築城用材や大型船舶用材などの自給に努めたほか、防風・水源涵養・土砂流出防備等の機能を高めるため、海岸一帯には「潮垣」(すがき)という防風林、内陸部には「抱護」(ポグ、ほうご。村抱護)と呼ばれる樹林帯の整備を奨励した。

この蔡温の指示で整備された「抱護」のうち最も良好に保存されているものが、1742年に造成された多良間島の「抱護」である。また、蔡温の林業政策が具現化された一連の法令を、沖縄県が明治18年(1885年)にまとめて刊行したものが『林政八書』である。

全長が約1.8kmにわたり、現在も集落や農地を保護している多良間島の「抱護」は、蔡温および琉球王朝の林業政策を今に伝える貴重な樹林帯である。また、『林政八書』自体は近代の刊行物であるが、その知見や精神が研究会等の活動を通じて研究・普及されることで、沖縄の森林・林業の発展に資することが期待されるため、包護林と合わせて『林政八書』を林業遺産として選定する。

**認定対象:** 多良間島の「抱護」、『林政八書』の林業技術体系

**所在:** 「抱護」: 沖縄県多良間村字仲筋、字塩川

『林政八書』: 沖縄県浦添市(林政八書研究会)

# 郡上林業の歴史と技術を伝承する 資料・展示と社叢林

(ぐじょうりんぎょうのれきしとぎじゅつをでんしょうするしりょう・てんじとしゃそうりん)



美並ふるさと館および星宮神社社叢林の外観



美並ふるさと館 再現展示の例

岐阜県の中央、長良川沿いに位置する郡上市は、スギ・ヒノキを主体とした人工林施業が盛んである。その中でも美並町高砂地区は、大山林所有者である古川家を中心に藩政時代から育成林業が営まれ、高砂地区では1810年からスギの植林が始まり、1827年には中部地方で最初といわれる大規模な分収造林(郡上藩と地主との分収)が開始されたとされる。星宮神社社叢林はこの分収造林地の一部で、当地の育成林業の歴史の生き証人と言える。

また、往時の生活を展示する「美並ふるさと館」は、川堰や流送を含む往時の木材収穫・搬出作業や道具の使用方法に関する再現展示や記録映像・写真が充実しており、往時の林業の姿を実感を伴って伝承できることが期待される。また、林業作業の再現と記録、道具類の収集、展示の設計と作成が地域住民自らの手で実施されたことも、林業遺産を引き継いでいく地域の意志として評価される。

このような美並ふるさと館と星宮神社社叢林は互いに隣接しており、郡上の林業の歴史を知る上で相乗効果も期待できる点も評価し、合わせて林業遺産として選定する。

**認定対象:** 【道具類・資料群】「美並ふるさと館」保存の道具類と展示、ならびに関連書籍  
【林業景観】星宮神社社叢林(面積 0.94ha)



## 事業の内容

「林業遺産」事業では、各年度ごとに以下の分類に基づき、林業発展の歴史を示す景観、施設、跡地等、土地に結びついたものを中心に、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群を、林業遺産として認定しています。

- (1) 林業景観(用材林、防災林、薪炭林、特用林産物生産林等の森林の利用に関する景観)
- (2) 林業発祥地(有名・独特な施業体系をもつ林業の発祥地)
- (3) 林業記念地(記念植樹、旧係争地等の森林利用に関するメルクマールの意味を持つ土地)
- (4) 林業跡地(施業跡地、土場・炭焼き等の利用跡地)
- (5) 搬出関連(森林軌道、林道、筏場、木馬道等。現存・跡地を含む)
- (6) 建造物(林業発展の歴史を示す建造物。現存・跡地を含む)
- (7) 技術体系(林産物加工技術、施業計画等)
- (8) 道具類(地域の林業発展を特徴づけるまとまった道具類)
- (9) 資料群(林業関連のまとまった古文書・近代資料、写真、映像等)

候補の推薦は、学会員を通じて行われ、「林業遺産選定委員会」にて審議の上、理事会の承認を経て選定となります。推薦にあたっては、対象の所有者・管理者の了解を得ていることが条件です。

一般の窓口として、「地区推薦委員」を設けています。林業遺産としての認定を希望される対象の所有者・管理者の方は、その所在地区の地区推薦委員にお問い合わせの上、推薦などのサポートを依頼することができます。



＜林業遺産ロゴマーク＞